

令和5年度
青森県知的障害者福祉協会
青森県知的障害児者生活サポート協会
総会・部会協議会

期 日 令和5年5月9日(火)

場 所 アピオあおもりイベントホール他

青森県知的障害者福祉協会
青森県知的障害児者生活サポート協会

資 料 目 次

●総会・部会協議会日程表	P 1
●会長挨拶	P 2
●青森県知的障害者福祉協会総会次第	P 3
①新規加入施設について	P 4
②監査報告	P 5
③令和 4 年度事業報告及び収入支出決算について	P 8
④役員を選任について	P 13
⑤令和 5 年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について	P 14
●青森県知的障害児者生活サポート協会総会次第	P 22
①監査報告	P 23
②令和 4 年度事業報告及び収入支出決算について	P 27
③青森県知的障害児者生活サポート協会規約の改定（案）について	P 30
④令和 5 年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について	P 31
●規程集	
●会員名簿	

令和5年度青森県知的障害者福祉協会・青森県知的障害児者生活サポート協会
 総会・部会協議会日程表（予定）

期日 令和5年5月9日（火）

場所 アピオあおもりイベントホール他

時間	内容	備考
9:30	受付開始	
10:00	<p>【総会】</p> <p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 議案</p> <p>(1) 青森県知的障害者福祉協会</p> <p>①新規加入施設について</p> <p>②監査報告</p> <p>③令和4年度事業報告及び収入支出決算について</p> <p>④役員を選任について</p> <p>⑤令和5年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について</p> <p>(2) 青森県知的障害児者生活サポート協会</p> <p>①監査報告</p> <p>②令和4年度事業報告及び収入支出決算について</p> <p>③青森県知的障害児者生活サポート協会規約の改定（案）について</p> <p>④令和5年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について</p> <p>閉会</p> <p>〔10:50～ 各部会会場へ移動〕※部会会場については、当日お知らせします。</p>	
11:00	<p>【部会協議会】</p> <p>A：児童発達支援部会</p> <p>B：障害者支援施設部会</p> <p>C：日中活動支援部会</p> <p>D：生産活動・就労支援部会</p> <p>E：地域支援部会</p> <p>F：相談支援部会</p> <p>※部会協議会の流れについて</p> <p>11時に開始後、約1時間程度部会長を中心に中央情勢報告・東北地区知的障害者福祉協会部会代表者会議での動向・令和5年度における部会活動のねらい、計画等について講話を行います。部会ごとに昼休憩をとり、午後は午前中の講話を受けて部会ごとに意見交換等行う予定としています。</p> <p>また、意見交換内で令和6年度報酬改定実施等について会員の皆様のご意見を伺いたいと思います。皆様から出されましたご意見を参考に政策提言等のとりまとめに活かしたいと思いますので、ご協力くださるようお願いいたします。</p>	
15:00	<p>【全体会】</p> <p>（各部会より協議内容報告）</p>	
15:45	【閉会】	
15:45	※株式会社ジェイアイシーより生活サポート総合補償制度の概要説明他（15分）	
16:00	終了	

会 長 挨拶

障がい者支援施設 幸養苑

苑 長 中村 伸二

(青森市地域生活支援拠点事業地域生活支援コーディネーター兼任)

会員の皆様には、日頃より当協会の運営等につきましてご支援いただき心より感謝申し上げます。令和5年度も引き続き会長を務めることとなりますのでよろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の環境からここ3年間様々な制限の中活動せざるを得ない状況となり、ご不便をかけることとなり心よりお詫び申し上げます。ようやく5月8日からは「第5類」への変更が決定し少しずつですが日常を取り戻せるものと感じています。

協会としても昨年度からのスローガンである「利用者を中心として見据え、支援者への支援」を充実するよう一層努力していきたいと思えます。研修のあり方等抜本的な見直しを進めながら適正な人材の確保・支援の質の向上・虐待防止等取り組んでまいりたいと思えます。

また、次年度には障害福祉サービスの報酬単価改定を控えており、地域での障害福祉サービスが適正に確保できるような体系となるよう東北地区協会と連携しながら尽力していきたいと思えます。併せて令和4年9月に公表されました国連障害者権利条約に関する対日審査に関する総括所見の内容を分析しながら、今後の新たな障害福祉サービスの方向性等考えていかなければならないと思えます。今年度の事業計画案にも掲載しましたとおり、第19条関係（地域生活）・第24条関係（教育）・第28条関係（相当な生活水準）等大変厳しい総括所見となっています。今後の適正な障害児等発達支援や居住支援のあり方・行動面で課題のある方への支援等我々が果たすべき役割の重要性を噛みしめながら、真の意味で障がいのある方が堂々と自分らしく生き生きと地域で暮らしていけるようサポートしていきたいと願っています。残念ながら県内外問わず障害福祉サービス事業所での虐待が発生している状況・福祉人材の育成確保等課題も多く山積している現状にあると認識しています。我々支援者は、この仕事の持つ楽しさ・やりがい等感じながら利用者の権利擁護・意思決定支援等の充実を推進し、利用者と共に成長していきたいと強く思えます。

日本知的障害者福祉協会創設者である石井亮一先生をはじめ先人の皆様の想いを引き継ぎながら、真の意味で「利用者中心を中心に見据えた」福祉協会の充実と発展に邁進していく所存ですので、今年度もよろしくお願いいたします。

青森県知的障害者福祉協会 総会

次 第

- ①新規加入施設について
- ②監査報告
- ③令和4年度事業報告及び収入支出決算について
- ④役員を選任について
- ⑤令和5年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について

①新規加入施設について

【提案理由】会則第5条に基づき、新規加入の事業所・施設について総会に報告するものである。

No. 1 (令和4年6月加入)

運営主体	社会福祉法人健誠会
事業所(施設)名	多機能型事業所「いわきの里」
管理者(施設長)	山崎 生
住所	弘前市十面沢轡 122-9
連絡先	TEL : 0172-93-3666 FAX : 0172-93-3866

No. 2 (令和5年4月加入)

運営主体	社会福祉法人藤聖母園
事業所(施設)名	障害児・者サポートセンター大清水
管理者(施設長)	大橋 淳
住所	弘前市清原4丁目9-1
連絡先	TEL : 0172-55-8760 FAX : 0172-34-3174

②監査報告

【提案理由】令和4年度における事業実施状況及び会計処理状況について、監事による監査を実施したので、総会において報告を行うものである。

監査報告書

青森県知的障害者福祉協会の令和4年度における事業実施状況及び会計処理状況について監査したところ、正当にして正確であることを認めます。

令和5年4月21日

監事 坪 雅彦 

監事 成 文瑞 

青森県知的障害者福祉協会
会長 中村 伸二 様

青森県知的障害者福祉協会 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産			
現金預金 青銀No.3044775	6,804,456	負債の部合計	0
未収金		純資産の部	
		繰越金	
		次年度繰越金	6,804,456
資産の部合計	6,804,456	純資産の部合計	6,804,456

青森県知的障害者福祉協会 財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

資産・負債の内容	
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	
普通預金(青森銀行 新町支店)No.3044775	6,804,456
資産の部合計	6,804,456
II 負債の部	
負債の部合計	0
差引正味財産	6,804,456

③令和 4 年度事業報告及び収入支出決算について

【提案理由】会則第 16 条に基づき、総会での議決を求めるものである。

1. 会議（会務）

No.	名 称	開催日	会 場	出席者	内 容
1	第 1 回正副会長会議	令和 4 年 4 月 5 日 (火)	オンライン	正副会長 3 人	令和 4 年度事業計画・役員体制について
2	第 1 回役員会	令和 4 年 4 月 14 日 (木)	オンライン	役員 17 人	令和 4 年度役員組織体制・部会活動・総会について
3	第 2 回正副会長会議	令和 4 年 5 月 19 日 (木)	オンライン	正副会長 3 人	令和 4 年度総会について
4	監査会	令和 4 年 5 月 23 日 (月)	県民福祉プラザ	会長 監事 2 人	令和 3 年度事業報告及び収入支出決算について
5	第 2 回役員会	令和 4 年 5 月 26 日 (木)	オンライン	役員 16 人	令和 4 年度総会における部会協議会の内容について
6	総会	令和 4 年 6 月 10 日 (金)			①新規加入施設の件 ②監査報告 ③令和 3 年度事業報告及び収入支出決算について ④協会会則および規程の改定、新規委員会の設置について ⑤役員を選任について ⑥令和 4 年度事業計画（案）収入支出予算（案）について
7	第 3 回役員会	令和 4 年 9 月 12 日 (月)	オンライン	役員 11 人	①R5 東北地区知的障害者福祉協会総会の青森県開催について ②新型コロナウイルス感染状況に係る情報・意見交換
10	第 4 回役員会	令和 5 年 2 月 20 日 (月)	オンライン	役員 14 人	①R5 東北地区知的障害者福祉協会総会について ②R5 県協会総会の日程について ③R5 県協会事業計画骨子・役員体制について ④日本知的障害者福祉協会意見交換会について ⑤その他各委員会より活動報告

2 人権倫理委員会

No.	開催日	会 場	出席者	内 容
1	開催せず			

●東北地区知的障害者福祉協会 人権擁護に関するアンケートを実施(令和 5 年 2 月)

※190 会員中 74 会員から回答 (回答率 38.9%)

3 政策委員会

(1) 委員会の開催と青森県障害福祉課との懇談会

No.	開催日	会場	出席者	内容
1	開催せず			県との日程調整が合わなかったため

●報酬改定に伴うアンケート調査を Google フォームにて実施（1月25日）。

13施設／事業所から回答あり。東北知的障害者福祉協会政策委員会へ提出。

4 研修委員会

No.	開催日	会場	出席者	内容
1	令和4年7月25日(月)	オンライン	6人	R4職員・利用者研修会について
2	令和4年8月31日(水)	オンライン	5人	R4職員・利用者研修会について
3	令和4年10月7日(金)	オンライン	5人	R4職員・利用者研修会について
4	令和4年11月14日(月)	オンライン	5人	R4職員研修会について

5 研修事業

(1) 職員研修会

開催日	会場・参加者	内容
令和5年1月16日(月)	オンライン(参加者37人)	講義・演習「記録とアセスメント」 講師：一般社団法人権利擁護あおい森ねっと相談支援事業所陽だまり 管理者 藤森 健吾 氏

(2) 青森県手をつなぐ育成会合同研修会

①打合せ会 令和4年11月17日(木) オンライン 会長出席

②合同研修会

開催日	会場・参加者	内容
令和5年1月18日(水)	①オンライン参加30名 ②青森市・弘前市・八戸市会場で参加28名	講演「知的障害のある人に向けた活字情報についての『わかりやすさ』って？」 講師：一般社団法人スローコミュニケーション 理事 室津 大吾 氏

(3) 青森市地域生活支援拠点事業合同研修会

開催日	会場・参加者	内容
令和5年3月10日(金)	オンライン(33施設46名参加)	テーマ「障害福祉サービスにおける高齢化問題を考える」 ①各部会より事例発表 ②講演「高齢化の現状と支援の在り方について」 講師：独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園 研究員 岡田 裕樹 氏

(4) 人権倫理委員会研修会

開催日	会場	内容
開催せず		

6 部会活動

(1) 支援スタッフ部会

①部会委員会開催

第1回委員会 令和4年6月15日(水)開催 11名参加

第2回委員会 令和4年9月22日(木)開催 10名参加

第3回委員会 令和5年2月17日(金)開催 7名参加

②施設活動内容撮影会実施(企画委員会)

障害者支援施設かもめ苑にて令和4年7月10日に撮影会実施。

※令和5年1月26日(木)東北フォーラムにて報告

③「エイエイオー」体操DVD制作(行事委員会)

誰でも一緒にできる体操を創作し、DVDにて会員施設に配付。

(2) 児童発達支援部会&生産活動・就労支援部会 職員研修会(新任者対象)

開催日	会場・参加者	内容
令和5年2月27日(月)	県民福祉プラザ(32名参加)	テーマ①「障がい福祉を行う上で知っておきたい基礎知識」 テーマ②「児童期から成人期への移行における支援の現状と課題」

7 その他

①障がい児・者とその家族のコロナ対策に関する要望書を青森県健康福祉部に提出(一般社団法人青森県手をつなぐ育成会と連名)

令和4年10月12日(水)青森県庁舎 中村会長・菊地副会長参加

②青森県おしごとマッチングフェスタに参加。

・八戸会場(八戸市ユートリー) 令和4年10月12日(水) 今村理事参加

・青森会場(ホテル青森) 令和4年11月30日(水) 中村会長参加

③高齢者支援に関する実態調査実施

児童関係施設を除く160会員に対して実態調査を実施、54件の回答。

結果については令和5年3月10日(金)開催の青森市地域生活支援拠点事業合同研修会にて報告。

④三八地域障害者農業就労促進ネットワークへの参加

・令和4年度定例会 令和4年8月3日(水) 青森県八戸合同庁舎 今村理事参加

・令和4年度連絡会議 令和5年3月2日(木) グランドサンピア八戸 今村理事参加

⑤新型コロナウイルス感染対応について

・日本知的障害者福祉協会コロナ感染見舞金制度について、県内60会員施設より申請受付、全件支給済み。

・障害者施設職員に対する集中的検査実施について、会員事業所からの照会対応(令和4年8月、12月)

【会員施設でのクラスター発生に伴う緊急応援物資の提供】

- ・施設でのクラスター発生した際には、会員相互で協力し合えるよう緊急物品等に関する協力要請通知等の対応をさせていただきました。令和4年度においては、8月に入り障害者支援施設様でクラスターが発生した際には、多くの施設から無償物品提供の協力がありました。改めて協力していただいた関係施設様に対して心より感謝申し上げます。なお、前年度においても多くの事業所様から提供いただいたことに関して改めて深く感謝申し上げます。

⑥虐待事案等に関する対応

- ・虐待事案発生施設に対する実態調査と個別再発防止研修の実施（令和5年1月5日…当該施設への調査実施、会長対応・令和5年2月8日…当該施設と協議し今後の支援向上等のために虐待防止研修を会長が講師を務め実施。）状況に関しては会員へ通知する。
- ・福岡県久留米市NPO法人さるくで発生した虐待案件に関する状況や検証等を踏まえ、会員への通知を行う。〔同案件に関しては、日本知的障害者福祉協会井上会長も声明を発令している。〕

青森県知的障害者福祉協会 令和4年度収入支出決算

2023年4月11日
(単位：円)

【収入の部】

科 目	本年度 予算額	本年度 決算	増 減 (決算-予算)	備 考
会 費	1,570,000	1,534,800	▲ 35,200	
会費	1,570,000	1,534,800	▲ 35,200	3月末190会員
助成金	1,788,000	1,382,782	▲ 405,218	
日本福祉	80,000	87,400	7,400	会員数割り助成金
さぼーと購読	10,000	0	▲ 10,000	サポート誌購読割り助成金→R4なし
県共同募金	250,000	250,000	0	職員・利用者研修150,000円、人権倫理委員会研修100,000円 →実施せず、R5に返還予定
日本福祉旅費	0	0	0	会長・事務局長会議助成金
サポート協会	930,000	930,000	0	
日本福祉部会・分科会	0	92,000	92,000	全国部会・分科会助成金→R4助成なし→3 月に92千円助成あり
役員賠償保険収益	18,000	18,382	382	契約保険料の2.5%
東北地区助成金	500,000	0	▲ 500,000	専門研修会へ助成→R4は秋田開催のため助成なし
その他助成金	0	5,000	5,000	ふれあい作文コンクール助成
手数料収入	300,000	338,377	38,377	
手数料	300,000	338,377	38,377	AIG損保集団投契約事務費等
雑収入	100	267,589	267,489	
雑収入	100	76	▲ 24	
前年度部会活動費残金返還	0	267,513	267,513	①支援スタッフ部会旅費147,900円、②同 会議費4,479円、③同活動費65,684円、④ 障害者支援部会49,450円
参加費収入	300,000	180,000	▲ 120,000	
職員研修会参加費	300,000	148,000	▲ 152,000	1/16職員研修会参加費
その他研修会参加費	0	32,000	32,000	2/27児童発達・生産就労部会研修会参加費
前年度繰越金	5,271,644	5,271,644	0	
前年度繰越金	5,271,644	5,271,644	0	
合 計	9,229,744	8,975,192	▲ 254,552	

除く繰越金→ 3,958,100 3,703,548

【支出の部】

科 目	本年度 予算額	本年度 決算	増 減 (決算-予算)	備 考
会議費	300,000	264,063	▲ 35,937	
総会・理事会	300,000	264,063	▲ 35,937	総会・理事会・監査会等会議費
支援スタッフ会議	0	0	0	①R4助成10,000円、 ②R4残金返金▲10,000円
事業費	3,170,000	698,170	▲ 2,471,830	
ゆうあいピック補助金	0	0	0	県選抜ソフトボールチームへ補助→R4なし
施設職員研修会	150,000	517,880	367,880	
県部会活動費	250,000	90,750	▲ 159,250	①R4助成50,000円×6部会、 ②R4残金返金▲50,000円×6部会 ③2/27児童・生産部会研修会90,750円
支援スタッフ部会	0	0	0	①R4助成70,000円、 ②R4残金返金▲70,000円
人権倫理委員会	400,000	1,910	▲ 398,090	
政策委員会	150,000	0	▲ 150,000	
研修委員会	150,000	17,850	▲ 132,150	
育成会合同研修会	70,000	69,780	▲ 220	1/18育成会合同研修会開催
東北地区専門研修	2,000,000	0	▲ 2,000,000	R4は秋田で開催
旅 費	770,000	235,700	▲ 534,300	
支援スタッフ部会	0	28,525	28,525	①R4助成150,000円、②R4残金返金 ▲150,000円、③R4旅費支出28,525円
日本福祉協会会議旅費	120,000	0	▲ 120,000	
日本福祉協会部会・分科会	400,000	180,650	▲ 219,350	2/28全国部会協議会参加(4名)
東北地区研修担当	150,000	0	▲ 150,000	
一般旅費	100,000	26,525	▲ 73,475	他団体主催行事への参加
事務費	1,264,000	972,803	▲ 291,197	
負担金	20,000	10,000	▲ 10,000	県社協会費10,000円
慶弔費	10,000	0	▲ 10,000	
事務運営費	534,000	534,000	0	県社協事務委託費
備用費	700,000	424,953	▲ 275,047	通信運搬費、振込手数料、200M契約、HP保守等
手数料	0	3,850	3,850	
予備費	3,725,744	0	▲ 3,725,744	
予備費	3,725,744	0	▲ 3,725,744	
合 計	9,229,744	2,170,736	▲ 7,059,008	

	本年度 予算額	本年度 決算	増 減 (決算-予算)
収入の部合計	9,229,744	8,975,192	-254,552
支出の部合計	9,229,744	2,170,736	-7,059,008
差引 ※次年度へ繰越	0	6,804,456	
前年度繰越金		5,271,644	
繰越金増減		1,532,812	

④ 役員を選任について

【提案理由】役員が辞任があったため、会則第9条、第11条及び規程第2条に基づき役員を選任するにあたり、総会の承認を求めるものである。なお、青森県知的障害児者生活サポート協会の役員については、規約第9条により青森県知的障害者福祉協会の役員を持って構成し、総会において選出されるものである。

また、役員の内任は令和5年5月9日から令和6年度総会の終結の時までの期間である。

【提案内容】

役職名(部会名等)	所属	氏名
理事(生産活動・就労支援副部長)	工房「歩み」	清川 励
監事	かもめ苑	岩葉 滋希

令和5年度 青森県知的障害者福祉協会役員名簿(案)

任期: 令和6年度総会まで

役職名(部会名等)	所属	氏名
会長(理事)	幸養苑	中村 伸二
副会長(理事)	妙光園	分枝 篤史
副会長(理事)	放課後デイステーションEarth	菊池 健弥
理事(児童発達支援部長)	こどもサポートkinone	平川 大輔
理事(児童発達支援副部長)	ライフサポートあおば	前中 貴次
理事(障害者支援施設部長)	青森月見寮	沢田 竜志
理事(障害者支援施設副部長)	青松園	寺田 政史
理事(日中活動支援部長)	黒石苑	葛西 裕司
理事(日中活動支援部会副部長)	おらんど	前田 竜ノ介
理事(生産活動・就労支援部長)	月見野作業所	今村 健
理事(生産活動・就労支援副部長)	工房「歩み」	清川 励
理事(地域生活支援部会部長)	地域生活支援センターのぞみ	沼山 聡
理事(地域生活支援部会副部長)	外ヶ浜花NET	福井 佳久
理事(相談支援部会部長)	総合福祉相談支援センター ビリーブ	蝦名 美穂
理事(相談支援部会副部長)	じょいん	平田 聡子
理事(支援スタッフ部会長)	ふらわあ	松尾 嘉則
監事	一誠園	坪 雅彦
監事	かもめ苑	岩葉 滋希

※各部会とも部会長及び副部会長を協会理事とし選任。

※各部会でのワーキングチームの設置や部会委員の選出については、部会長の裁量で行う。

⑤令和5年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について

【提案理由】会則第16条に基づき、総会での議決を求めるものである。

事業計画

I 基本方針

1 はじめに

青森県知的障害者福祉協会の母体となっている日本知的障害者福祉協会は、1934年、滝乃川学園の創設者である石井亮一先生を中心に同学園の講堂で設立されました。〔設立時は、「日本精神薄弱児愛護協会」という名称でした〕

その後、今日まで知的障がい児者のために石井先生の愛護の志を受け継がれてきたものと思います。昨今、「愛護」とか「福祉」という言葉から「サービス・福祉サービス」という言葉に転換していく時代の中で、私たちは障がいのある方とともに「福祉」・「愛護」という言葉の重みをもう一度考えていく必要があると感じています。

「福祉」の先駆者である石井先生は、私財を投げうって滝乃川学園の前身となる「聖三一孤女学園」を創設されました。福祉事業のあるべき姿の規範であり先駆者である石井先生の志を今一度読み解き、この青森の地で誰しものが安心して生活していける共生社会を目指して活動していきたいと思えます。

2 活動方針

「障害者総合支援法」の基本理念である「障がい者と共に創造する共生社会の実現」を目指して、障がい児・者を権利主体とした本質的な支援の向上に努めるとともに、会員事業所の運営等に寄与できるよう情報の発信及び共有、連携・研修の企画等を実施し努力するものである。併せて、地域の実情に応じた障害福祉サービスが展開されるよう、日本知的障害者福祉協会及び東北地区知的障害者福祉協会との連携を図りながら、地域の抱える現状や課題等を分析して次期報酬改定に向けて反映されるよう取り組むものとする。

また、昨年度に引き続き「利用者中心」の協会として「支援者への支援」をキーワードとして、県内の障害福祉サービスの充実と支援の質の向上を目指すものとする。

3 今後の検討課題について

昨年度国連の障害者の権利に関する条約に関する対日審査が実施され、総括所見が公表された。今後の障害者施策の方向性に極めて重要な内容と受け止めている。県内の実情を踏まえて今後の課題や必要な支援等についても検討していきたい。

（以下、所見の主たる内容について抜粋）

①第19条関係（地域生活）

障害児を含む障害者の施設収容の廃止、グループホームを含む特定生活施設に住むことを義務付

けないようにすること、地域自立生活への移行に関する期限付きの目標の設定・人材・技術・資金を伴う法的枠組み及び国家戦略の策定と都道府県への義務付けなどの強い要請として示された。

②第24条関係（教育）

分離された特別な教育をやめること、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮が保障されること、教育関係者へ障害者の人権モデルに関する認識を高める研修を行うことなどが強い要請として示された。

③第28条（相当な生活水準）

障害者に適切な生活水準を保証するため社会的な保護制度を強化すること、障害者団体と協議の上で障害年金の額に関する規定を見直すことなどが勧告された。

II 活動目標 ※1～4については、重点目標

1 研修活動の再構築

ここ数年間新型コロナウイルスの影響により、オンラインでの開催が中心だったが、令和5年5月より第五類に変更となることから集合形式での開催も積極的に計画していく。また、階層別研修（新任者・中堅職員別等）やOJTを行う職員を対象とした研修実施についても検討していく。

実施に関しては、研修委員会で作成する年間活動計画に基づいて強化を進めていく。

2 部会活動の強化

「支援者への支援」を推進するためには、各部会の活動が不可欠である。そのため、各部会が積極的にかつ自由に部会の裁量で活動していけるよう部会での独自性を尊重し、部会長の判断で部会運営が円滑に進むよう会長・副会長ともどもバックアップできる体制を構築するものである。なお、部会活動においてはそれぞれの部会方針・計画に基づいて実施することとする。

3 人材の育成

福祉・介護分野では、依然として人材不足が続いている。処遇改善の取組とともに、協会としてもこの仕事の魅力ややりがい等アピールし、人材の確保・育成に寄与するよう努める。（学校関係への積極的な取組も検討していく。）

4 権利擁護の推進及び意思決定支援の取組等虐待防止に向けて

昨年度も県内外に知的障害のある利用者への虐待が複数発生しており、県福祉協会としてもその都度声明文を会員向けに発したり、虐待防止に取り組んでいるところである。

併せて、県内会員施設にて事案が発生した際には積極的に協会としても調査等取り組んできた。今年度も引き続き人権倫理委員会を中心に権利擁護や意思決定支援等に関する研修を企画する等虐待防止に向けて最大限取り組む。（特に身体拘束の適正化に関しては、今年度より減算対象ともなっており「行動面で様々な課題のある利用者」への支援面での配慮等その強化に努める。）

5 月刊「サポート」の更なる購読の拡大に努める。

6 ホームページを積極的に活用して会員事業所への情報提供に努める。

7 新型コロナウイルス等への対応

新型コロナウイルスに関しては、令和5年5月8日より第五類相当に引き下げられるが、県協会として引き続きクラスター発生の後方支援等可能な限り相互協力していけるよう取り組むものとする。

※東北地区福祉協会における災害協定の検討…新型コロナウイルス対応、災害対応等各県の情報の共有化を図り、災害発生等非常時にあたっては東北地区として共同し迅速な応援・支援を行う。

Ⅲ 年間事業計画

1 会議（会務）

NO	名 称	開催日	会場予定
1	役員会	令和5年4月13日（木）	県民福祉プラザ（オンライン）
2	監査会	令和5年4月21日（金）	県民福祉プラザ
3	正副会長会議	（随時）	
4	総会	令和5年5月9日（火）	アピオあおもり

2 各委員会の活動

各委員会については、下記事業計画に基づいて実施するものとする。

【各委員会の事業計画】

（1）研修委員会

- ・各事業所におけるOJTに繋がるような「新任研修」および「中堅研修」の段階的に実施する。
- ・研修の形態については午前中に「新任研修」「中堅研修」を行い、午後は部会ごとの研修や情報交換の場にする。
- ・委員会内に人材育成に関するWTを設置し、学校関係先への実際の活動の進め方や、プログラムの内容について検討する。

（2）政策委員会

- ・県障害福祉課との政策懇談会の実施（可能であれば年2回）
- ・R6報酬改定に伴う情報提供（HPにて）
- ・運営検討委員会（仮称）の設置
 - ◇各事業体系に関する提言、人材育成及び確保に関する協議など幅広く意見交換する場として設置を検討
 - ◇委員会の構成については、各理事の他各部会より推薦のあった委員をもって構成し、必要に応じて理事会に諮問する。

（3）人権倫理委員会

※権利擁護や虐待防止に向け、施設・事業所職員個々の意識・資質の向上、及び組織としての対

応が不可欠であり、そのための研修会や実態調査を行う。

また、人権擁護に関する倫理観の醸成と啓発活動に努め、障害者に対する差別や偏見のない「共生社会」の実現に向けて積極的に取り組む。

- ・ 第1回人権倫理委員会会議 5月開催を予定
- ・ 職員研修会 9月開催を予定
- ・ 権利擁護に関する実態調査アンケート 11月実施を予定
- ・ 第2回人権倫理委員会会議 2月開催を予定

3 部会活動（強化項目）

部会活動においては、部会長を中心として部会の意思・総意で部会での協議の実施や研修企画・各種調査等部会の裁量で幅広く活動できるよう協会としてもバックアップするものである。基本的な目標（→利用者を中心に見据えた支援者への支援）のみ共有し自由な部会活動の活性化を図るものである。

なお、人材育成への取組等必要に応じて部会相互に協力し合い合同での実施等も可能とする。

（1）種別部会

①児童発達支援部会

- ・ こども家庭庁創設による今後の動向や令和6年度の制度改正についての情報提供を行う。
- ・ 各施設・事業所における実践発表や情報交換の場を作り、事業所間のネットワーク強化を図るとともに実態を把握する。
- ・ 児童に関する研修会を実施し、支援の質の向上を図る。

②障害者支援施設部会

感染症法の改正で新型コロナウイルス感染症の対応が軽減化される風潮の中でも、入所型の施設においては依然として慎重な対応の継続が求められている。

その中で共通の課題である人材の確保や育成、権利擁護や意思決定支援等について情報交換や議論の場を積極的に設けることで「あおり型」の障害者支援の在り方をまとめていき、国に対しても県協会を通してより良い制度構築の提案をしていく。

③日中活動支援部会

- ・ 地域の中に点在している日中活動支援事業所のサービス提供現状の把握や共通課題などを抽出して、その課題に対する解決策や政策提言などに反映できるような提案を導き出すため、アンケート調査や勉強会の開催を予定。
- ・ 今年度はコロナ禍で一時的に中断されていた事業所間のネットワークを再構築していきたい。そのためにも情報共有や交流を深める機会を設けていきたい。

・ 主な活動予定

- （5～6月） 部会長、副会長でアンケート内容の検討とフォーマットの作成。アンケート調査に協力していただける日中活動事業所の洗い出し。
- （7月） アンケート調査実施。
- （8月～10月） アンケート調査の評価。勉強会開催に向けた部会協議会のメンバーを選出し

依頼を行う。勉強会の内容決め。
 (11月～12月) 勉強会、情報交換会(仮)開催。

④生産活動・就労支援部会

- ・令和7年12月までに開始が延長された就労選択支援事業をはじめ、一般就職中の就労系の福祉サービス利用や、法定化された就業基礎研修を踏まえた研修内容や情報交換の場を確保する。
- ・東北フォーラムの販売会や、全国生産活動・就労部会の職員研修での販売会への参加を通して、モノづくり・モノ売りを考える機会や情報交換する機会を確保する。

⑤地域支援部会

- ・令和4年度で実施できなかったメーリングリストを作成し情報共有、アンケート調査、相談等を実施。
- ・アンケートの内容に沿った研修計画

⑥相談支援部会

- ・障害福祉サービス等を利用する全ての障害のある人にサービス等利用計画の作成が義務付けられてから丸10年が経過した。サービス等利用計画の作成をただひたすら数をこなしていくような時期は終わり、質の向上が必要なので、その内容を踏まえた研修や情報交換の場を作る。
- ・県内においても相談支援の地域性の違いなどがあるので、それぞれの地域での取り組みや困っていることなどを情報交換する機会を確保する。

(2) 支援スタッフ部会 活動計画

- ・第1回研修委員会・支援スタッフ部会委員会 6/15(木)開催予定
- ・第2回研修委員会 7月開催予定
- ・第3回研修委員会・第2回支援スタッフ部会委員会 9/7(木)開催予定
- ・第4回研修委員会・第3回支援スタッフ部会委員会 2/8(木)開催予定
- ・協力・支援行事
 - ①令和5年度定時総会・部会協議会 6月頃開催予定
 - ②チャレンジ・オン事業 令和6年度の本格開催に向けて準備。

4 日本知的障害者福祉協会・東北地区知的障害者福祉協会関係

(1) 日本知的障害者福祉協会

①会議、研修会等 ※令和5年4月25日判明分

No.	名称	開催地	日程(予定)	開催方法等(予定)
1	部会地区代表者会議			

2	全国知的障害関係施設長等会議	東京都国際フォーラム	7月13日(木)～ 7月14日(金)	
3	全国知的障害福祉関係職員研究大会	山梨県ハイランドリゾートホテル&スパ	11月16日(木)～ 11月17日(金)	
4	全国会長・事務局長会議	東京都浜松町コンベンションホール	10月25日(水)～ 10月26日(木)	
5	全国部会協議会	東京都(予定)	未定	
6	全国支援スタッフ代表者会議	東京都(予定)	未定	
7	全国グループホーム等研修会	広島県広島国際会議場	10月3日(火)～ 10月4日(水)	
8	相談支援・就業支援セミナー		10月～12月	※オンデマンド配信
9	日中活動支援部会施設長等研究会議	大阪府ホテルマイステイズ新大阪	12月7日(木)～ 12月8日(金)	
10	全国児童発達支援施設運営協議会	愛知県ウインクあいち	11月28日(火)～ 11月29日(水)	
11	障害者支援施設部会全国大会	沖縄県パシフィックホテル沖縄	令和6年1月18日(木)～ 1月19日(金)	
12	全国生産活動・就労支援部会職員研修会			
13	リスクマネジャー養成研修会	東京都TOC有明コンベンションホールWEST GOLD 20	11月7日(火)～ 11月9日(木)	
14	リスクマネジャー養成研修会(上級)	東京都ビジョンセンター田町	6月29日(木)～ 6月30日(金)	
15	全国障害芸術・文化祭	石川県内	10月14日(土)～ 11月26日(日)	
16	全国障害者スポーツ大会	鹿児島県	10月28日(土)～ 10月30日(月)	

②第10回全国小・中学生障がい福祉ふれあい作文コンクール

募集期間 令和5年6月～9月予定

※令和4年度には県内中学生が文部科学大臣賞を受賞しました。

(2) 東北地区知的障害者福祉協会

①会議、研修会等 ※令和5年4月25日判明分

No.	名 称	開催地	開催日	開催方法(予定)
1	施設長・管理者等連絡協議会及び総会	ホテル青森	6月19日(月)～ 6月20日(火)	
2	専門研修会	山形市 山形国際ホテル	9月14日(木)～ 9月15日(金)	
3	東北フォーラム 2023 In みやぎ	仙台市 TKP ガーデンシティ仙 台他	11月30日(木)～ 12月1日(金)	
4	種別部会 代表者会議			
5	政策委員会		年3回	
6	研修委員会		年3回	
7	人権・倫理委員会		年3回	
8	災害対策委員会		年3回	
9	東北フォーラム 実行委員会	仙台市	年5回	集合型

※その他…人材の育成等を図り、次世代へつなぐために「東北未来塾」(仮称)の創設について検討する。

青森県知的障害者福祉協会 令和5年度収入支出予算（案）

2023年4月11日
(単位：円)

【収入の部】

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	備 考
会 費	1,550,000	1,570,000	▲ 20,000	
会費	1,550,000	1,570,000	▲ 20,000	R5現在187会員
助成金	1,172,000	1,788,000	▲ 616,000	
日本福祉協会助成(1)	87,000	80,000	7,000	会員数割り助成金
日本福祉協会助成(2)	0	10,000	▲ 10,000	さぼーと誌購読、R5はなし
日本福祉協会助成(3)	0	0	0	会長・事務局長会議旅費の助成
日本福祉協会助成(4)	92,000	0	92,000	部会協議会旅費の助成
日本福祉協会助成(5)	18,000	18,000	0	役員賠償責任保険事務費助成（契約保険料の2.5%）
東北地区協会助成(1)	0	500,000	▲ 500,000	研修等に関する助成、R5はなし
東北地区協会助成(2)	400,000	0	400,000	R5総会を青森で実施（6/19～6/20）東北地区協会より基礎助成
東北地区協会助成(3)	325,000	0	325,000	追加助成（総会費1,700千円－基礎助成400千円－参加費650千円）＝650千円の50%を東北地区協会にて助成
青森県共同募金会助成	250,000	250,000	0	R5分助成 職員・利用者研修150,000円、人権倫理委員会研修100,000円（承認済み）
青森県サポート協会助成	0	930,000	▲ 930,000	R5は県サポート協会からの930千円助成はなし
その他助成金	0	0	0	
手数料収入	350,000	300,000	50,000	
手数料	350,000	300,000	50,000	AIG損保集団投資契約の集金事務費等
雑収入	1,000	100	900	
雑収入	1,000	100	900	利息等
参加費収入	1,000,000	300,000	700,000	
職員研修会参加費	300,000	300,000	0	
その他研修会参加費	50,000	0	50,000	
東北協会総会参加費	650,000	0	650,000	参加費6,000円のうち協会収入分5,000円（1人）×130名分を計上
前年度繰越金	6,804,456	5,271,644	1,532,812	
前年度繰越金	6,804,456	5,271,644	1,532,812	
合 計	10,877,456	9,229,744	1,647,712	

【支出の部】

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	備 考
会議費	585,000	300,000	285,000	
総会・理事会	250,000	300,000	▲ 50,000	総会・理事会等会議費
支援スタッフ会議	10,000	0	10,000	
東北協会総会	325,000	0	325,000	R5総会を青森で実施（6/19～6/20）総額1,700千円とした場合の県協会負担分
事業費	1,940,000	3,170,000	▲ 1,230,000	
研修委員会	150,000	150,000	0	
人権倫理委員会	500,000	400,000	100,000	①R5予算400千円＋②共同募金会へR4分を返還100千円 ※R5予算には研修会開催費用100千円を含む
政策委員会	150,000	150,000	0	懇談会開催費用含む
施設職員利用者研修会	300,000	150,000	150,000	①R5予算150千円＋②共同募金会へR4分を返還150千円
育成会合同研修会	70,000	70,000	0	
部会活動費	600,000	250,000	350,000	100千円×6部会（R4予算50千円から増額）
支援スタッフ部会活動費	70,000	0	70,000	
障害者スポーツ大会青森県選抜ソフトボールチームへの補助	100,000	0	100,000	R2～4まで開催無し。R5再開にあたり①北海道・東北ブロック大会強化費+②全国大会進出時の強化費計で100千円を計上。
東北地区専門研修	0	2,000,000	▲ 2,000,000	R5は他県開催予定。
旅 費	430,000	770,000	▲ 340,000	
支援スタッフ部会旅費	150,000	0	150,000	
日本福祉協会会議旅費	50,000	120,000	▲ 70,000	評議員・会長・事務局長会議等
日本福祉協会部会協議会旅費	200,000	400,000	▲ 200,000	
東北地区研修・会議旅費	0	150,000	▲ 150,000	
一般旅費	30,000	100,000	▲ 70,000	会長・役員等各種会合出席旅費
事務費	1,004,000	1,264,000	▲ 260,000	
会費等負担金	10,000	20,000	▲ 10,000	県社協会費10千円
慶弔費	10,000	10,000	0	
事務委託費	534,000	534,000	0	県社協事務委託費
需用費	450,000	700,000	▲ 250,000	通信運搬費、振込手数料、ZOOM契約、HP保守等
予備費	6,918,456	3,725,744	3,192,712	
予備費	6,918,456	3,725,744	3,192,712	
合 計	10,877,456	9,229,744	1,647,712	

	本年度 予算額
収入の部合計	10,877,456
支出の部合計	10,877,456
差引	0
前年度繰越金	6,804,456
本年度末繰越金	6,804,456
繰越金増減	0

青森県知的障害児者生活サポート協会 総会

次 第

- ① 監査報告
- ② 令和 4 年度事業報告及び収入支出決算について
- ③ 青森県知的障害児者生活サポート協会規約の改定（案）
について
- ④ 令和 5 年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について


① 監査報告

【提案理由】令和4年度における事業実施状況及び会計処理状況について、監事による監査を実施したので、総会において報告を行うものである。

監査報告書

青森県知的障害児者生活サポート協会の令和4年度における事業実施状況及び会計処理状況について監査したところ、正当にして正確であることを認めます。

令和5年4月21日

監事 成 文 瑞  印

監事 坪 雅 彦  印

青森県知的障害児者生活サポート協会
理事長 中村 伸二 様

青森県知的障害児者生活サポート協会 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産			
現金預金 青銀No.3044788	1,976,972	負債の部合計	0
現金預金 ゆうちよ No.02230-9-72770	550	純資産の部	
		繰越金	
		次年度繰越金	1,977,522
資産の部合計	1,977,522	純資産の部合計	1,977,522

青森県知的障害児者生活サポート協会 財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

資産・負債の内容		
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
普通預金(青森銀行 新町支店)No.3044788		1,976,972
普通預金(ゆうちょ銀行 No.02230-9-72770)		550
資産の部合計		1,977,522
II 負債の部		
負債の部合計		0
差引正味財産		1,977,522



〒 030-0822
おとところ

令和 5年 4月 3日

青森県青森市中央3丁目20番30号

株式会社 青森銀行

お名前

青森県知的障害児者生活サポート
協会 様

新町支店

電話番号

017-723-2311

残高証明書

令和 5年 3月 31日 現在における貴名義の預金・貸出金残高等は、下記の通り
相違ないことを、証明いたします。

記

発行対象：全業務指定

内 訳

科 目	口座番号	通貨	金 額	備考(うち未決済他店券残高)
普通預金	3044788		¥1976972 以下余白	



1 頁



振替口座残高証明書

口座番号	02230-9-72770
------	---------------

加入者名	青森県知的障害児者生活サポート協会
------	-------------------

令和 5年 3月31日現在の口座残高

*****550円

上記のとおり証明します。

令和 5年 4月 1日
ゆうちょ銀行

このご案内につきまして、ご不明な点などがございましたら、
お手数ですが、貯金事務センター（電話番号は表面に記載）まで
お問い合わせください。



② 令和4年度事業報告及び収入支出決算について

【提案理由】規約第15条に基づき、総会での議決を求めるものである。

事業報告

(1) 会員について

令和4年度末会員数 1,734件

(R4.3.31現在1,694件より40件増加)

(2) 会議等の開催について

①青森県サポート協会内

No	名称	開催日	会場	出席者	内容
1	第1回役員会	令和4年4月14日 (木)	オンライン 開催	役員 17人	令和4年度役員組織体制について
2	第2回役員会	令和4年5月19日 (木)	オンライン 開催	役員16 人	令和4年度総会の内容について
3	監査会	令和4年5月23日 (月)	県民福祉プ ラザ	会長、 監事2人	令和3年度事業報告及び収入支 出決算について監査実施。
4	総会	令和4年6月10日 (金)	県民ホール (県民福祉 プラザ)	会員39 人	①監査報告 ②令和3年度事業報告及び収入支 出決算について ③令和4年度事業計画(案)及 び収入支出予算(案)につい て
5	第3回役員会	令和4年9月12日 (月)	オンライン 開催	役員11 人	生活サポート制度に係る三者会 議実施

②その他

- ・全国知的障害児者生活サポート協会 2022年度定時社員総会
令和4年5月27日(金) ハイブリット開催(東京都大田区産業プラザP I Oコンベン
ションホール) 中村理事長・事務局がオンライン参加
- ・A I G損害保険&ジェイアイシー&サポート協会 三者会議
令和4年9月12日(月) オンライン開催
出席者 10人 中村理事長、菊池副理事長、寺田理事、前田理事、今村理事、沼山理事、
蝦名理事、平田理事、松尾理事、事務局
内 容 ①制度の現状と今後の方向性
②新規会員の拡大に向けて
- ・全国知的障害児者生活サポート協会 東北ブロック会議
令和4年10月14日(金) オンライン開催 中村理事長・事務局が参加

(3) 令和4年度助成事業について

No.	事業	福祉協会へ助成金
1	県職員・利用者研修会	150,000
2	県支援スタッフ部会研修会	30,000
3	県生産活動・就労支援部会研修会	50,000
4	児童発達支援部会	50,000
5	日中活動支援部会	50,000
6	障害者施設支援部会	50,000
7	地域支援部会	50,000
8	相談支援部会	50,000
9	人権倫理委員会	150,000
10	東北地区研修担当	150,000
11	研修委員会	150,000
	合計	930,000

(4) その他

- ①2022年度アールブリュット作品展（主催：全国知的障害児者生活サポート協会）
県内の作品応募15件、入賞はなし
※応募の15点については協会HP及び広報紙 vol. 4 に掲載
- ②会員交流事業助成金申請について
令和4年度の助成申請はなし
- ③青森県サポート協会だより vol. 4 を作成、「サポ協だより～シンビオシス vol. 17」（全サポ広報紙）と共に、サポート協会会員及び福祉協会会員施設等へ12月に1,894部送付。
- ④全国知的障害児者生活サポート協会より、2023アールブリュット展応募作品カレンダー70部を関係者へ配布

青森県知的障害児者生活サポート協会 令和4年度収入支出決算

2023年4月6日

【収入の部】

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	本年度 決算	増減 (決算-予算)	備 考
会費	3,800,000	3,809,944	9,944	
制度運営費	3,800,000	3,809,944	9,944	生活サポート総合補償 制度運営費
助成金	250,000	267,390	17,390	
全サポ助成	150,000	167,390	17,390	①コロナ義援金100千円、②広報紙発送補助40千円、③カレンダー発送補助27千円
共同募金助成	100,000	100,000	0	チャレンジオン2022事業への助成
その他助成	0	0	0	
雑収入	1,000	39	▲ 961	
雑収入	1,000	39	▲ 961	利息
繰越金	2,423,678	2,423,678	0	
繰越金	2,423,678	2,423,678	0	
合 計	6,474,678	6,501,051	26,373	
除く繰越金→	4,051,000	4,077,373		

【支出の部】

科 目	本年度 予算額	決算見込 (①+②)	増減 (決算-予算)	備 考
広報費	250,000	144,338	▲ 105,662	
広報紙作成	250,000	144,338	▲ 105,662	
一般管理費	3,806,000	3,268,881	▲ 537,119	
事務委託費	2,266,000	2,266,000	0	青森県社協事務委託費
事務手数料	970,000	831,871	▲ 138,129	通信運搬費、振込手数料、収納代行手数料、協会携帯電話使用料等
旅費交通費	100,000	850	▲ 99,150	10/14東北ブロック会議オンライン参加
印刷費	250,000	170,160	▲ 79,840	コピー代、パンフレット印刷費、返信封筒印刷費
会議費	200,000	0	▲ 200,000	
雑費	20,000	0	▲ 20,000	
事業費	1,805,000	1,110,310	▲ 694,690	
チャレンジオン	425,000	180,310	▲ 244,690	代替事業(エイエイオー体操DVD作成・配布)実施
主催事業 研修等	150,000	0	▲ 150,000	実施なし
県職員・利用者研修会	150,000	150,000	0	福祉協会へ助成
県支援スタッフ研修会	30,000	30,000	0	福祉協会へ助成
県生産活動・就労支援部会	50,000	50,000	0	福祉協会へ助成
児童発達支援部会	50,000	50,000	0	福祉協会へ助成
日中活動支援部会	50,000	50,000	0	福祉協会へ助成
支援施設部会	50,000	50,000	0	福祉協会へ助成
地域支援部会	50,000	50,000	0	福祉協会へ助成
相談支援部会	50,000	50,000	0	福祉協会へ助成
人権倫理委員会	150,000	150,000	0	福祉協会へ助成
東北地区研修担当	150,000	150,000	0	東北フォーラム旅費として福祉協会へ助成
研修委員会	150,000	150,000	0	福祉協会へ助成
会員交流事業	300,000	0	▲ 300,000	実施なし
予備費	613,678	0	▲ 613,678	
予備費	613,678	0	▲ 613,678	
合 計	6,474,678	4,523,529	▲ 1,951,149	

	本年度 予算額	本年度 決算	増 減 (決算-予算)
収入の部合計	6,474,678	6,501,051	26,373
支出の部合計	6,474,678	4,523,529	▲ 1,951,149
差引 ※次年度へ繰越	0	1,977,522	
前年度繰越金		2,423,678	
繰越金増減		▲ 446,156	

＜保険料:収入の部＞

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	本年度 決算	増減 (決算-予算)	備 考
預り保険料	34,000,000	33,558,500	▲ 441,500	生活サポート総合補償制度掛金内の保険料部分(全国サポート協会に全額送金)
預り全サポ会費	345,000	342,700	▲ 2,300	生活サポート総合補償制度掛金内の加入者年会費部分(全国サポート協会に全額送金)

＜保険料:支出の部＞

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	決算見込 (①+②)	増減 (決算-予算)	備 考
預り保険料	34,000,000	33,558,500	▲ 441,500	生活サポート総合補償制度掛金内の保険料部分(全国サポート協会に全額送金)
預り全サポ会費	345,000	342,700	▲ 2,300	生活サポート総合補償制度掛金内の加入者年会費部分(全国サポート協会に全額送金)

③ 青森県知的障害児者生活サポート協会規約の改定（案） について

【提案理由】規約第 15 条に基づき、青森県知的障害児者生活サポート協会規約の改定について、総会の承認を求めるものである。

青森県知的障害児者生活サポート協会規約 新旧対照表	
改正前	改正後
(役員) 第 8 条 この会に次の役員を置く。 （1）理事 20 名以内（理事長 1 名、 副理事長 3 名除く） （1）監事 2 名	(役員) 第 8 条 この会に次の役員を置く。 （1）理事 20 名以内（理事長 1 名、 副理事長 <u>2</u> 名除く） （2）監事 2 名

④ 令和5年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について

【提案理由】規約第15条に基づき、総会での議決を求めるものである。

【基本方針】

一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会は、2006年（平成18年）11月に知的障害児者・自閉症児者とその家族の生活上での安全・安心と福祉の増進に寄与する事を目的として設立され、知的障害児者・自閉症児者とその日常生活相談、就労、権利擁護などに関わる各種支援事業を主たる事業として行っています。

その後、地方組織として青森県知的障害児者生活サポート協会が設立されることとなり、とりわけ保険加入へのハードルの高い障害児者の皆様が安心して生活できるよう「生活サポート総合補償制度」を設け、現在は県内で1,700名を超える皆様に加入していただいています。

協会としては更なる加入の促進に努めるとともに、加入されている皆様を中心に障害のある方と家族の生活向上につながるよう『チャレンジオン事業』の令和6年度再開を企画する等、文化芸術活動等を行ってまいります。

また、青森県知的障害者福祉協会と連携して、各種研修への協力等により福祉人材の育成や専門性の向上等にも寄与してまいります。

事業計画

1 会員について

令和5年度加入者1,800人（R4比+66人増）

2 会議関係について

（1）青森県サポート協会内

NO	名称	開催日	会場予定等
1	役員会	令和5年4月13日（木）	オンライン
2	監査会	令和5年4月21日（金）	県民福祉プラザ
3	総会	令和5年5月9日（火）	アピオあおもり

（2）全国・東北ブロック関連

①全国知的障害児者生活サポート協会社員総会 ※中村理事長参加予定

- ・期日：令和5年5月30日（火）
- ・場所：大田区産業プラザ（PIO） コンベンションホール

②全国知的障害児者生活サポート協会 東北ブロック会議

- ・期日 令和5年下期実施予定

3 令和4年度助成事業について

No.	事業	福祉協会へ助成金（円）
1	県職員・利用者研修会	本年度助成なし
2	県支援スタッフ部会研修会	本年度助成なし
3	県生産活動・就労支援部会研修会	本年度助成なし
4	児童発達支援部会	本年度助成なし

5	日中活動支援部会	本年度助成なし
6	障害者施設支援部会	本年度助成なし
7	地域支援部会	本年度助成なし
8	相談支援部会	本年度助成なし
9	人権倫理委員会	本年度助成なし
10	東北地区研修担当	本年度助成なし
11	研修委員会	本年度助成なし
合 計		0

4 研修事業等

(1) チャレンジオン事業

日頃の余暇活動や音楽活動、制作活動に対する研鑽の成果を発表し、相互の交流を図るとともに、障害児者に対する理解を一層推進することを目的として開催。

※サポート協会事業として令和6年度の本格再開を目指すにあたって今年度は事前準備期間とし、代替事業の今年度実施については青森県知的障害者福祉協会 支援スタッフ部会 行事委員会にて検討する。

5 会員交流事業等

(1) 会員交流事業等助成制度の案内再開

コロナ禍で過去2年間開催実績がなかった同制度につき、本年度より案内を再開。

会員の相互交流・新規加入の促進に向け、生活サポート総合補償制度の説明会実施を条件に年度予算範囲内で助成を行うもの。

※制度概要については別紙チラシを参照

青森県知的障害児者生活サポート協会 令和5年度収入支出予算(案)

2023年4月11日

【収入の部】

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	備 考
会費	3,960,000	3,800,000	160,000	
制度運営費	3,960,000	3,800,000	160,000	生活サポート総合補償 制度運営費(R4実績比+3.9%)
助成金	250,000	250,000	0	
全サボ助成	150,000	150,000	0	
共同募金会助成	100,000	100,000	0	※承認済み(チャレンジオン事業への助成)
その他助成	0	0	0	
雑収入	1,000	1,000	0	
雑収入	1,000	1,000	0	利息等
繰越金	1,977,522	2,423,678	▲ 446,156	
繰越金	1,977,522	2,423,678	▲ 446,156	利息等
合 計	6,188,522	6,474,678	▲ 286,156	

【支出の部】

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	備 考
広報費	150,000	250,000	▲ 100,000	
広報紙作成	150,000	250,000	▲ 100,000	
一般管理費	3,386,000	3,806,000	▲ 420,000	
事務委託費	2,266,000	2,266,000	0	青森県サボ協事務局運営経費
事務手数料	850,000	970,000	▲ 120,000	通信運搬費、振込手数料、収納代行手数料等
旅費交通費	80,000	100,000	▲ 20,000	全サボ総会、東北ブロック会議等
印刷費	180,000	250,000	▲ 70,000	コピー代、パンフレット代、封筒印刷等
会議費	5,000	200,000	▲ 195,000	役員会・総会・打合等
雑費	5,000	20,000	▲ 15,000	物品購入等
事業費	675,000	1,805,000	▲ 1,130,000	
主催事業 研修等	50,000	150,000	▲ 100,000	R3は親なきあとオンラインセミナー開催、R4は開催無し
会員交流事業	100,000	300,000	▲ 200,000	会員交流事業への助成。申請額が予算を超過する場合は減額・打ち止め。
チャレンジオン事業	525,000	425,000	100,000	①R5予算425,000円(事前準備に関する費用+代替事業費等) +②R4共同募金会助成金の返還100,000円
県支援スタッフ研修会	0	30,000	▲ 30,000	福祉協会への助成を中止
県生産活動・就労支援部会	0	50,000	▲ 50,000	福祉協会への助成を中止
児童発達支援部会	0	50,000	▲ 50,000	福祉協会への助成を中止
日中活動支援部会	0	50,000	▲ 50,000	福祉協会への助成を中止
支援施設部会	0	50,000	▲ 50,000	福祉協会への助成を中止
地域支援部会	0	50,000	▲ 50,000	福祉協会への助成を中止
相談支援部会	0	50,000	▲ 50,000	福祉協会への助成を中止
県職員・利用者研修会	0	150,000	▲ 150,000	福祉協会への助成を中止
人権倫理委員会	0	150,000	▲ 150,000	福祉協会への助成を中止
東北地区研修担当	0	150,000	▲ 150,000	福祉協会への助成を中止
研修委員会	0	150,000	▲ 150,000	福祉協会への助成を中止
予備費	1,977,522	613,678	1,363,844	
予備費	1,977,522	613,678	1,363,844	
合 計	6,188,522	6,474,678	▲ 286,156	

	本年度 予算額
収入の部合計	6,188,522
支出の部合計	6,188,522
差引	0
前年度繰越金	1,977,522
本年度繰越金	1,977,522
繰越金増減	0

≪ 保険料:収入の部 ≫

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	備 考
預り保険料	34,900,000	34,000,000	900,000	R4実績比+4%
預り全サボ会費	356,000	345,000	11,000	R4実績比+3.9%

≪ 保険料:支出の部 ≫

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	備 考
預り保険料	34,900,000	34,000,000	900,000	R4実績比+4%
預り全サボ会費	356,000	345,000	11,000	R4実績比+3.9%



【ご参考】

生活サポート総合補償制度

2023年度 中途加入の掛金と振込について

下記の締切日までに、

- ① 加入依頼書を事務局に送付いただき、② 所定の掛金をお振込ください。

☆☆ 中途加入掛金表 ☆☆

加入日	掛け金			締切日 (書類送付と掛金振込)
	補償プラン A	補償プラン B	補償プラン C	
5月1日	17,400	22,490	19,810	4月14日(金)
6月1日	15,900	20,520	18,080	5月15日(月)
7月1日	14,360	18,530	16,330	6月15日(木)
8月1日	12,830	16,510	14,580	7月14日(金)
9月1日	11,310	14,530	12,840	8月15日(火)
10月1日	9,800	12,560	11,100	9月15日(金)
11月1日	8,270	10,570	9,350	10月13日(金)
12月1日	6,730	8,580	7,610	11月15日(水)
1月1日	5,220	6,610	5,870	12月15日(金)
2月1日	3,690	4,590	4,100	1月15日(月)

※書類送付・振込が締切日を過ぎますと、加入日も1ヵ月遅くなりますのでご注意ください。

掛金の振込先は下記のとおりです

青森銀行 新町支店

普通預金 3044788

アオモリケンチテキショウガイジシャセイカツサポートキョウカイ

名義：青森県知的障害児者生活サポート協会

リジチョウ ナカムラ シンジ

理事長 中村 伸二

◆◆青森県知的障害児者生活サポート協会事務局◆◆

〒030-0822 青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ2階

青森県社会福祉協議会内(担当：高木)

電話：017-723-1391 FAX：017-777-0015

青森県知的障害児者生活サポート協会
 会員交流事業等助成制度のご案内

青森県知的障害児者生活サポート協会（以下、「本会」という。）では、会員の相互交流や、新規加入の促進を目的とするイベント等について助成します！

★例えばこのような利用方法があります。

◆県内施設の保護者が実施する研修会（参加者：会員が30名以上）を開催する場合

➡ 一つの研修会（施設・育成会等）あたり 3万円の助成

◆会員による懇親会（参加者：会員が5名以上10名程度）を開催する場合

➡ 一つのグループあたり 最大1万円の助成

【助成対象事業の主催者】

- （1）本会の各構成団体、支部（施設、保護者会、支援学校等）、会員複数のグループ（以下、「各構成団体等」という）
- （2）本会の各構成団体より推薦を受けた団体、グループ、サークル等（以下、「推薦団体等」という）

【助成対象事業の内容及び助成金額】

助成対象事業	助成基準額	助成限度額	各種条件	
			本会との共催	生活サポート制度説明会
（1）本会の会員が行うグループ単位(5名以上で概ね10名程度)のイベント、交流会、お茶会等	1名につき 1,000円	1グループ 10,000円	不要	実施要
（2）本会の構成団体又は県内施設、育成会等が行う会員30名以上のイベント、交流会等	1団体 30,000円		不要	
（3）本会の構成団体が主催する研修会等	1事業 30,000円		必要	

【助成の条件】

- （1）行政や関係機関等による補助金、助成金を受けていない研修等が対象になります。
- （2）各年度の助成金総額は本会の当該年度予算で決定されます。
- （3）申請受付期限は毎年度2月末までとしますが、当該年度予算を超える申請があった場合は、年度途中で受付を締め切る他、減額支給となる場合があります。
- （4）助成回数は各構成団体等・推薦団体等につき年度内1回となります。
- （5）生活サポート総合補償制度の説明会を対象事業のプログラムに入れてください。（15分程度）

【申請及びお問い合わせ先】

対象事業を企画した場合は、申請書（様式1）を本会事務局にメールで提出ください。

青森県知的障害児者生活サポート協会 事務局（担当：高木）
 メール：masanao.takagi@aosyakyo.or.jp
 電話：017-723-1391



規程集

【青森県知的障害者福祉協会】

- ・ 会則
- ・ 規程
- ・ 政策委員会運営規程
- ・ 人権倫理委員会運営規程
- ・ 研修委員会運営規定
- ・ 旅費規程
- ・ 青森県知的障害者福祉協会部会における現金及び通帳等に関する規程
- ・ 組織図

【青森県知的障害児者生活サポート協会】

- ・ 規約

青森県知的障害者福祉協会会則

第 1 章 総 則

- 第1条 この会は、青森県知的障害者福祉協会（以下「青森福祉」という。）という。
- 第2条 この会の事務所は、会長の指定場所（青森市中央3丁目20番30号）とする。
- 第3条 この会は、県内における知的障害児者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2 この会は、財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「日本福祉」という。）を構成する団体となり知的障害児者の福祉の高揚を図る。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 知的障害児・者の福祉思想の高揚
 - (2) 知的障害に関する調査研究
 - (3) 施設運営に関する研究
 - (4) 施設職員の養成研究
 - (5) 「日本福祉」の趣旨徹底と協力、「さぽーと」の普及宣伝
 - (6) 東北地区知的障害者福祉協会（以下「東北福祉」という。）及びその他関係機関との連絡調整
 - (7) その他、この会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

- 第5条 この会の会員は、団体会員で施設代表者とする。会員は、理事会の推薦を経たものであって、総会で報告を受けるものとする。
- 第6条 この会の会員は、総会において定めた会費を納入しなければいけない。
- 第7条 この会の会員になろうとする者は、入会申込書に会費を添えて提出しなければならない。

第 3 章 部 会

- 第8条 この会は、別に定める種別部会を置く。
- 2 必要に応じ委員会、各種別研究会を設けることができる。
- 3 種別部会、委員会、各種研究会に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第 4 章 役 員

- 第9条 この会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理 事 若干名（会長、副会長を含む。）
 - (4) 監 事 2名
- 2 会長、副会長は理事の互選により理事会で選出し、総会の承認を受けるものとする。
- 3 理事の選出は、別に定める選出区分により、選出する。
- 4 監事は、会長が推薦し、総会の承認を受けるものとする。
- 5 会長は、日本知的障害者福祉協会の規定により日本知的障害者福祉協会の理事または、評議員となる。

第 10 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、予め定めた順序によりその職務を代行する。
- (3) 理事は、総会の議決に基づいて会務を執行する。
- (4) 監事は、会計監査の職務を行う。

第 11 条 役員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 12 条 本会に理事会、総会の承認を受けて、会長が顧問を委嘱することができる。

第 5 章 支援スタッフ部会

第 13 条 この会の業務を円滑に推進するために支援スタッフ部会を置く。

- 2 支援スタッフ部会は支援スタッフをもって組織し、支援スタッフは会員である各施設の長が施設代表としての推薦職員で会長が委嘱したものとする。
- 3 支援スタッフ部会は会長が招集し、その議長は部会長とする。
- 4 支援スタッフ部会は、会長が必要と認めて討議した事項の施行にあたるものとする。

第 6 章 会 議

第 14 条 この会の会議は、総会及び理事会として、総会は定期総会及び臨時総会とする。

第 15 条 総会は会員、理事会は理事をもって構成する。

- 2 総会及び理事会の議決及び承認は、出席会員及び出席理事の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合の時は議長の決するところによる。

第 16 条 総会及び理事会は、その会則に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総 会
 - ア 事業報告、収支決算に関する事項
 - イ 事業計画、収支予算に関する事項
 - ウ その他、この会の運営に関する重要なこと
- (2) 理事会
 - ア 総会の議決した事項の執行に関すること
 - イ 総会に討議すべき事項
 - ウ その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること

第 17 条 定期総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会、理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

第 18 条 総会、理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第 19 条 理由があり会議に出席できない会員又は、理事は他の会議出席構成員に票決を委任することができる。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

第 20 条 この会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会 費 「前年度・会費及び入会金」
- (2) 寄付金及び補助金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 会費は年額とし、施設の定員に 1 人当たり 300 円を掛けた合計額とする。

(日本福祉及び東北福祉の会費は別途とする。)

第 21 条 この会の資産は、理事会の定める方法により会長が管理する。

第 8 章 事 務 局

第 22 条 この会の業務を運営するため事務局を設ける。

2 事務局の運営規程は別に定める。

第 9 章 会 計 年 度

第 23 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

- 附 則
- 1 この会の会則は昭和 54 年 4 月 1 日からとする。
 - 2 この会の会則は昭和 62 年 4 月 1 日からとする。
 - 3 この会の会則は昭和 63 年 4 月 1 日からとする。
 - 4 この会の会則は平成 3 年 4 月 1 日からとする。
 - 5 この会の会則は平成 4 年 4 月 1 日からとする。
 - 6 この会の会則は平成 5 年 4 月 1 日からとする。
 - 7 この会の会則は平成 8 年 4 月 1 日からとする。
 - 8 この会の会則は平成 9 年 4 月 1 日からとする。
 - 9 この会の会則は平成 10 年 4 月 1 日からとする。
 - 10 この会の会則は平成 12 年 4 月 1 日からとする。
 - 11 この会の会則は平成 13 年 4 月 1 日からとする。
 - 12 この会の会則は平成 16 年 4 月 1 日からとする。
 - 13 この会の会則は平成 24 年 4 月 1 日からとする。
 - 14 この会の会則は平成 28 年 4 月 1 日からとする。
 - 15 この会の会則は令和 2 年 4 月 27 日からとする。
 - 16 この会の会則は令和 4 年 6 月 10 日からとする。

青森県知的障害者福祉協会規程

第1条 会則第8条に定める種別部会を次のように置く。

- (1) 児童発達支援部会
 - (2) 障害者支援施設部会
 - (3) 日中活動支援部会
 - (4) 生産活動・就労支援部会
 - (5) 地域支援部会
 - (6) 相談支援部会
 - (7) 支援スタッフ部会
- 2 部会には、部会長、副部会長それぞれ1名を置く。
尚、支援スタッフ部会については部会長を1名置く。
- 3 部会の意思は、理事会に図られる。

第2条 会則第9条の理事の選出区分を次のように定める。

施設の種別 (区 分)	理事数
児童発達支援部会 (障害児入所支援、障害児通所支援)	2
障害者支援施設部会 (障害者支援施設)	2
日中活動支援部会 (生活介護、療養介護、自立訓練、地域活動支援センター)	2
生産活動・就労支援部会 (就労継続支援 B 型、就労継続支援 A 型、就労移行支援、就労定着支援)	2
地域支援部会 (共同生活扶助、自立訓練 (宿泊型)、自立生活援助、福祉ホーム、 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援)	2
相談支援部会 (相談支援事業、就労・生活支援センター、重度障害者包括支援)	2
支援スタッフ部会	1

第3条 会則第22条の事務局運営のため、次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名

2 事務局長、事務局員は会長の命により会の庶務、会計及び会務を行う。

附則

この規程は平成29年4月20日に一部改正し、平成30年4月1日から適用する。

この規定は平成31年4月25日に一部改正し、平成31年4月25日から適用する。

この規定は令和4年6月10日に一部改正し、令和4年6月10日から適用する。

青森県知的障害者福祉協会 政策委員会運営規程

(目的)

- 1 この規程は、青森県知的障害者福祉協会で設置する政策委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定めることを目的とする。

(委員の委嘱及び任期)

- 2 委員長は、県協会会長が任命する。
 - (1) 委員会の委員は、会員又は準会員である施設又は事業に所属する者の中から指名する。
 - (2) 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。
 - (3) 任期は、2年間とする。なお、再任は妨げない。
 - (4) 委員長は、東北地区知的障害者福祉協会の政策委員を兼務する。

(委員の構成)

- 3 委員の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 委員 10名以内（委員長、副委員長を含む）

委員については、原則として各部会からの代表者を選出するとともに必要に応じて若干名委員長が選出できるものとする。

(会議)

- 4 委員会は、委員長が招集する。
 - (1) 委員会は、東北地区知的障害者福祉協会政策委員会と連携し、その地域に根ざした政策提言や障害福祉サービス内容や報酬単価改定等における地域の要望等を取りまとめ、必要に応じて東北地区政策委員会を通じて、要望提出等を積極的に実施し国等へ働きかけるものである。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故等あるときは、その職務を代理する。
 - (3) 委員長は、より専門的な事項を検討するため、当該委員により構成する小委員会を設置することができる。

青森県知的障害者福祉協会 人権倫理委員会運営規程

(目 的)

第1条 青森県知的障害者福祉協会(以下「県福祉協会」という)の事業目的に基づき、障害福祉サービスを利用する利用者の人権を擁護し、利用者主体の生活を支援するため、支援者の倫理及び資質の向上に資することを目的とする。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項を検討協議し、会長に答申する。

- (1)倫理綱領、行動規範に関すること
- (2)苦情解決に関すること
- (3)権利侵害が報告された時の対応に関すること
- (4)日本知的障害者福祉協会倫理委員会の事業に関すること
- (5)その他、会長が諮問する事項及び委員会の目的達成のために必要な事項に関すること

(委員の委嘱及び任期)

第3条 委員長は県協会会長が任命する

- (1) 委員会の委員は、会員または準会員である施設又は事業所に所属するものの中から指名する。
- (2) 委員長は委員の中から副委員長を指名する。
- (3) 任期は、2年間とする。なお、再任は妨げない。
- (4) 委員長は、東北知的障害者福祉協会の人権倫理委員を兼務する。

(委員の構成)

第4条 委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 10名以内(委員長、副委員長を含む)
委員については、原則として部会からの代表者を選出するとともに必要に応じて若干名委員長が選出できるものとする。

(会 議)

第5条 委員会は委員長が招集し、年2回の定例会とする。ただし、県福祉協会会長の要請があった場合及び委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 委員は、審議・検討を行ううえで知り得た情報を正当な理由なしに漏洩してはならない。本義務は委員退任後にも及ぶものとする。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要があるときは直接関係者の出席を求め、その意見を聞く事ができる。

(事務局)

第7条 委員会は事務局を構成し、会議に必要な事前準備、会議の報告、議事録の作成などを行なう。

付 則

- 1 この規程は、平成27年5月14日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年4月25日から施行する。

青森県知的障害者福祉協会 研修委員会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、青森県知的障害者福祉協会（以下「県福祉協会」という。）が設置する研修委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定めることを目的とする。

(委員の委嘱及び任期)

第2条 委員長は、県協会会長が任命する。

- (1) 委員会の委員は、会員又は準会員である施設又は事業に所属する者の中から指名する。
- (2) 委員長は委員の中から副委員長を指名する。
- (3) 委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

(委員の構成)

第3条 委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 10名以内（委員長、副委員長を含む）
委員については、支援スタッフ部会研修委員会委員がこれにあたり、必要に応じて若干名委員長が選出できるものとする。

(会 議)

第4条 この委員会は委員長が招集する。

- (1) 県福祉協会における研修事業の企画・立案・点検評価を具体的に進める
- (2) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (3) 委員会は必要があるときは直接関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(所掌事項の報告)

第5条 委員長は必要に応じ役員会にて、所掌事項の検討協議の結果を報告する。

附 則

この運営規程は、平成31年4月25日から施行する。

青森県知的障害者福祉協会旅費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、青森県知的障害者福祉協会（以下、「本会」という。）役員、部会・委員会委員、講師等、本会会員及び事務局員が、職務のため旅行する時に支給する旅費及び謝金（以下、「旅費等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(旅費等の支給)

第2条 職務のため旅行した場合は、当該対象者に対して旅費を支給する。

2 本会で開催する研修会等の講師等には、謝金を支給する。

(旅行命令)

第3条 職務による旅行は、旅行命令及び旅行請求(領収)書によって行わなければならない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、交通費、日当、宿泊料とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な経路及び方法により旅行した場合により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その経路及び方法によって計算する。

(交通費)

第6条 交通費は、利用した交通機関に支払った実費を支給する。ただし会長の承認を得て、急行料金、特急料金、寝台料金、グリーン車、航空便を利用した場合は、その実費を支給する。

2 交通費のうち、車賃については1キロあたり25円とする。

(日 当)

第7条 日当の額は日額1,700円とし、出発の日から帰着の日までの宿泊日数によって計算する。ただし、午後に出発し、又は午前に着した場合は当日の日当は半額とする。

(宿泊料)

第8条 宿泊料は次表のとおりとし、出張中の夜数に応じ1夜あたりの定額により支給する。

区 分		金 額	
宿泊料 (1夜につき)	甲地方	東京都、大阪市、名古屋市 横浜市、京都市、神戸市等	13,500円
	乙地方	その他の地域	12,000円

2 前項の規程にかかわらず、研修会等において指定された宿泊料は、その定められた額を支給する。

(旅費の請求手続き)

第9条 旅費の支給を受けようとする者は、旅行命令及び旅費請求(領収)書に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(謝金)

第10条 本規程第2条の2に規定する謝金の金額は、原則として社会福祉法人青森県社会福祉協議会講師謝礼金単価表に準ずる。

(委任)

第11条 この規程によりがたいときは、その都度、会長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日からとする。

附 則

この規程は平成31年4月25日に一部改正し、平成31年4月25日から適用する。

青森県知的障害者福祉協会部会における現金及び通帳等に関する規程

制定 令和3年4月1日

第1章 総則

[目的]

第1条 この規程は、この会における全ての現金の扱い及び通帳管理等を正確、完全かつ明瞭化し、その財政状態及び各部会活動成績を明らかにするとともに、経営の効率的な運営に役立たせることを目的とする。

[適用範囲]

第2条 この会における現金の扱い及び通帳管理等に関する事項は、法令及び寄附行為に定めがある場合のほか、この規程の定めるところによるものとする。

2 この規程に定めのないものについては、理事会を開催し、決定していく。

[年度]

第3条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

[責任者等]

第4条 この会の現金の扱い及び通帳管理等に関する責任者は、会長とする。

[通帳・書類の保存期間]

第5条 書類の保存期間は次の通りとする。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 解約後の通帳 | 10年 |
| (2) 領収証、請求書等証憑書類 | 10年 |
| (3) その他の管理資料 | 10年 |

2 保存期間を経過した通帳及び書類を破棄するときは、会長の承認を得てこれを行う。

[規程の改廃]

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

第2章 現金・預金等

[金銭の種類]

第7条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

2 現金には小切手、郵便為替証書等金銭と同一の性質を持つものを含むものとする。

[出納責任者]

第8条 現金の出納は、障害者支援施設部会長／生産活動・就労支援部会長／地域支援部会長／相談支援部会長／児童発達支援部会長／日中活動支援部会長／スタッフ部会長（以下、出納担当者という）が行い、会長（以下、出納責任者）がこれを統括する。

[出納]

第9条 金銭の出納は、証憑書類及び通帳によって行う。

2 出納責任者は出納担当者の業務が正しく実施されているかを検証しなければならない。

[通帳作成及び交付]

第10条 会長は部会数の通帳を作成する。通帳の名義は青森県知的障害者福祉協会 会長名義とする。

2 会長は、年度始めに各部会長に通帳とその届出印鑑を交付するとともに、預り書の取り交わしを行うこととする。

3 部会長は任期中の年度末の3月末日までに通帳及び届出印章を会長へ返還することとする。

[入金期日及び入金方法]

第11条 入金期日：年度始めの4月末日までに、出納責任者より出納担当者に入金する。

2 入金方法：銀行振込のみとする。

3 会長の命を受けて事務局が送金の事務を行う。

[返金期日及び返金方法]

第12条 返金期日：年度締め of 3月末日までに、出納担当者より出納責任者に返金する。

2 返金方法：銀行振込のみとする。

3 会長の命を受けて事務局が返金の確認を行う。

[現金過不足]

第13条 現金に過不足が生じた時は、出納担当者は遅滞なくその原因を明らかにし、その処理について出納責任者の指示を受けなければならない。

[領収書等]

第14条 会計取引は領収書等の証憑に基づいて作成し、証憑は通帳との関連性を明確にして整理保存しなければならない。

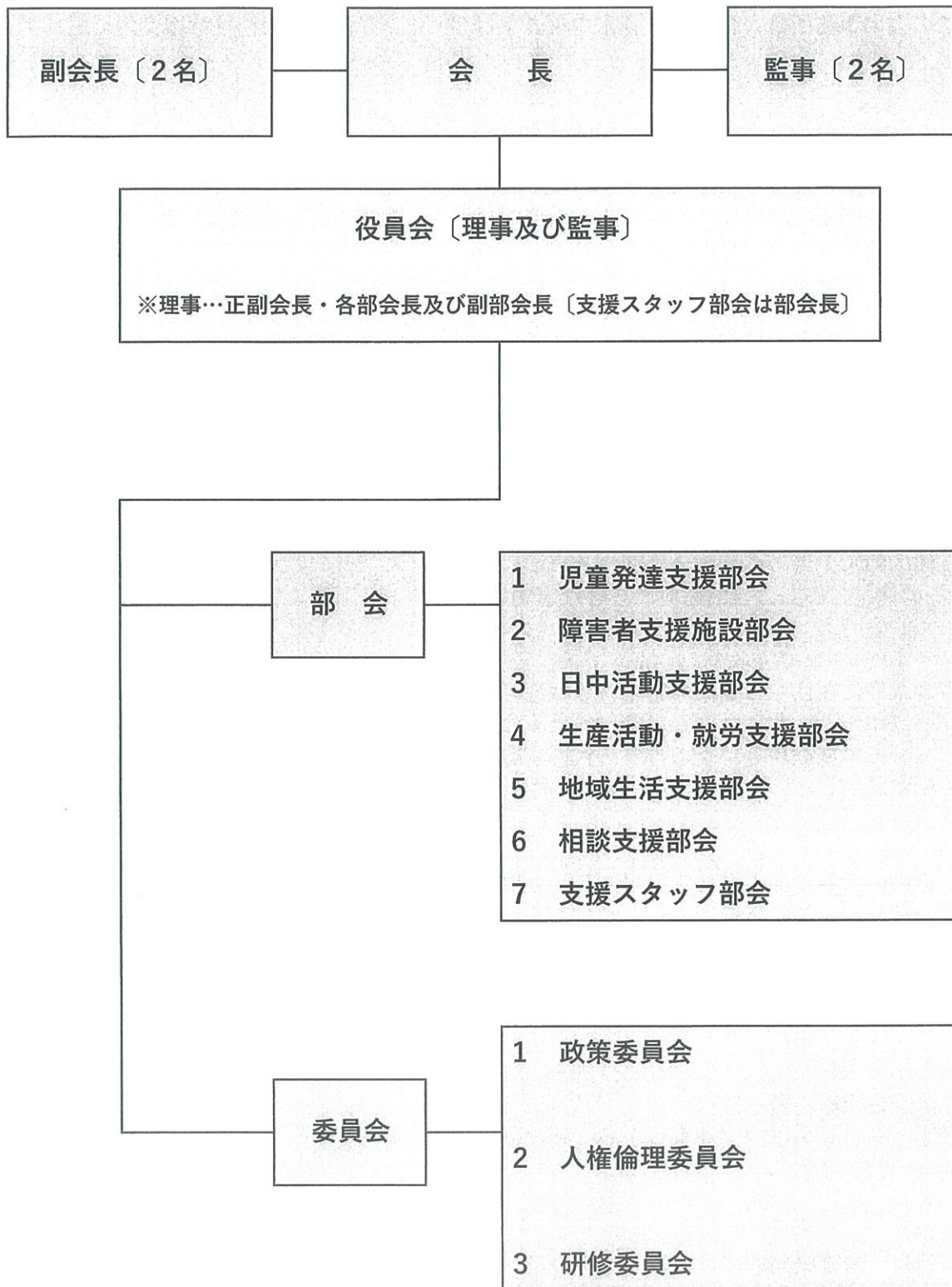
2 年度締め of 3月末日までに、使用分の領収書等を出納責任者へ提出しなければならない。

3 会長の命を受けて事務局が領収書等の確認を行う。

附則

1. この規程は、令和3年4月1日より施行する。

青森県知的障害者福祉協会 組織図 (令和4年度～)



青森県知的障害児者生活サポート協会規約

(名称)

第1条 この会は、青森県知的障害児者生活サポート協会という。

(事務局)

第2条 この会の事務所は、青森県青森市中央3丁目20-30 青森県社会福祉協議会内に置くものとする。

(目的)

第3条 この会は、青森県知的障害者福祉協会（以下「福祉協会」という）と連携し、知的障害児者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 この会は、全国知的障害児者生活サポート協会（以下「全国サポート協会」という）を構成する団体となる。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の各号に定める事業を行う。

(1) 知的障害児者とその保護者の生活安定のための各種の事業（生活サポート総合補償制度）

(2) 知的障害児者の各種制度に関する調査研究並びに意見具申

(3) 会員全体の健全な発展に資する各種の事業

①知的障害児者の日常生活に関わる相談支援事業

②知的障害児者の就労に関わる相談支援事業

③知的障害児者の権利擁護に関わる事業

(4) その他、この会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 青森県内に在住する知的障害児者の保護者・法定後見人または本人（入所、通所、通園及びグループホーム、ケアホームを含む）とする。ただし、保護者・法定後見人がいない施設利用者については施設長等がその行為を代行することができる。

2 上記1項に該当しない者は、申請に基づき理事長の承認をもって会員となることができる。

(入脱会)

第6条 この会の会員になろうとする者は、加入申込書を提出しなければならない。

2 この会の会員は、脱会届を提出し、脱会することができる。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

(1) 理事 20名以内（理事長1名、副理事長3名を除く）

(2) 監事 2名

(役員を選出)

第9条 役員は、青森県知的障害者福祉協会役員を持って構成し、総会において選出する。

2 理事長及び、副理事長は、理事の互選により選出し、総会の承認をうける。

3 監事は、理事長が推薦し、総会の承認をうける。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 役員に欠員が生じた場合は、理事会において選出することができる。

(役員職務)

第10条 理事長は、この会を代表し、その会務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、会務の執行を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(機関構成)

第12条 本会の運営は、総会と理事会によって行う。

- 2 総会は、施設ごとに選出された代議員によって構成する。代議員は各施設より1名以上を選出する。
- 3 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は原則として毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じて随時開催することができる。
- 4 理事会は、理事をもって構成する。
- 5 理事会は年2回開催することとし、必要があるときは随時開催することができる。

(顧問・参与)

第13条 本会は理事会の議決により、名誉顧問・顧問・及び参与を置くことができる。

(会議の種類)

第14条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会、理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 3 総会及び理事会の議決並び承認は、出席代議員及び出席理事の過半数の賛成を必要とする。可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 理由があり会議に出席できない代議員又は理事は、他の会議出席構成員に票決を委任することができる。
- 5 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

(総会)

第15条 総会は、本会の最高決定機関であり、次の事項を議決する。

- (1) 経費の収支決算並びに予算に関する事項。
- (2) 事業報告並びに事業計画に関する事項。
- (3) 規約の改正等に関する事項。
- (4) 役員選任等に関する事項。
- (5) 解散に関する事項。
- (6) その他理事会が必要と認める事項。

(理事会)

第16条 理事会は、総会に次ぐ議決機関として、前条各号に事項及び本会の目的に関連する事項について協議し、次期総会に提案又は、報告する他、会員の付託に答えるべく誠実に、本会の維持運営に当たる。

- 2 理事会は、本規約の実行に必要があるときは、運営規程及び細則を定めることができる。理事会は運営規程及び、細則を定めた時は、時期総会に報告し承認を受ける。

(経費の支弁)

第17条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。(事業報告及び決算)

(規約の変更)

第19条 この会の規約は、総会において出席代議員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(旅費)

第20条 この会の理事会に出席した理事等に旅費を支給する。又会務のため出張した役員・会員等についても同等とする。

2 旅費の支給は青森県知的障害者福祉協会旅費等規程に準ずる。

(役員の報酬及び事務職員の給与)

第21条 役員の報酬及び事務職員の給与は別に定める。

(解散及び事務処理に関する規定)

第22条 この会は、総会において出席代議員4分の3以上の同意があった時は、解散することができる。

2 この会が解散した時は、この会の理事長、副理事長、理事会の推薦する理事若干名が清算事務に当たり、その結果を清算報告書にまとめて各代議員に送付する。

3 前項清算報告書を発送した日から30日以内に各会員から何らの質疑がないときには、14日を経過した日に清算事務は終了し、併せてこの会も消滅する。

(その他)

第23条 この規約に依らないものは別に定める。

附 則

1. この規約は平成21年4月23日をもって施行する。
2. この規約は平成22年4月22日をもって施行する。
3. この規約は平成27年5月14日をもって施行する。
4. この規約は平成28年4月1日をもって施行する。
5. この規約は平成31年4月25日をもって施行する。

会 員 名 簿

(令和5年4月現在)

※本会で把握している内容を掲載しています。

※三協会会費は事業種別と定員数に基づき請求します。

掲載の事業種別及び定員数は令和5年4月21日現在の登録データですが、変更訂正等がある場合には、事務局まで御連絡くださるようお願いします。

No.	法人格	法人名	会員 No.	施設・事業所名	区分	種別	定員 合計	定員内訳
1		西北五広域福祉事務組合	012001	森田学園	A	(福)児入	10	(福)児入 10
2		西北五広域福祉事務組合	012002	グループホーム太陽の家	F	GH	12	GH 12
3		西北五広域福祉事務組合	012003	ステップアップセンターもりた	B	多機能(児):児童発達C, 放課後デイ、保育所訪問	10	多機能 10 児童発達C 放課後デイ
4		西北五広域福祉事務組合	012004	相談支援事業所もりた	G	相談支援		相談支援
5		上北地方教育・福祉事務組合	012101	公立もみのき学園	A	(福)児入	30	(福)児入 30
6		上北地方教育・福祉事務組合	012103	公立ぎんなん寮	C	就労継続B、施設入所	60	就労継続B 60 施設入所 40
7	社会福祉法人	弘前草右会	012601	弘前市弥生学園	A	(福)児入、生活介護、施設入所	55	児入 15 生活介護 40 施設入所 40
8	社会福祉法人	弘前草右会	012602	弘前市弥生荘	C	生活介護、施設入所	50	生活介護 50 施設入所 50
9	社会福祉法人	藤聖母園	012701	弘前大清水学園	B	多機能(児):児童発達C, 保育所訪問	30	児童発達C 30
10	社会福祉法人	藤聖母園	012702	弘前大清水希望の家	C	多機能:生活介護、就労継続B	35	生活介護 25 就労継続B 10
11	社会福祉法人	藤聖母園	012704	放課後等デイサービス事業所 やっほ〜クラブ	B	放課後デイ	10	放課後デイ 10
12	社会福祉法人	藤聖母園	012705	藤児童発達支援センターくれよんはうす	B	多機能(児):児童発達C、保育所訪問	10	児童発達C 10
13	社会福祉法人	藤聖母園	012706	藤ヨゼフハウス	F	GH	57	GH 57
14	社会福祉法人	藤聖母園		障害児・者サポートセンター大清水	G	相談支援		相談支援
15	社会福祉法人	至誠会	012801	一誠園	C	生活介護、施設入所	120	生活介護 120 施設入所 120
16	社会福祉法人	素樸会	012901	大鰐療育センター	C	多機能:生活介護、自立訓練(生)、施設入所	80	生活介護 70 自立訓練(生) 10 施設入所 60
17	社会福祉法人	桂堂会	013001	桂堂学園	B	多機能:児童発達、保育所訪問	30	児童発達C 30
18	社会福祉法人	のぞみ会	013101	のぞみ園	C	生活介護・入所	65	生活介護 65 施設入所 40
19	社会福祉法人	のぞみ会	013102	第二のぞみ園	C	多機能(児):生活介護、就労継続B	45	生活介護 30 就労継続B 15
20	社会福祉法人	のぞみ会	013106	地域生活支援センターのぞみ	F	GH	40	GH 40
21	社会福祉法人	のぞみ会	013107	相談支援センターのぞみ	G	相談支援		相談支援
22	社会福祉法人	徳誠福祉会	013201	徳誠園	C	生活介護、施設入所	80	生活介護 80 施設入所 60
23	社会福祉法人	徳誠福祉会	013202	グループホームほほえみの園	F	GH	5	GH 5

No.	法人格	法人名	会員 No.	施設・事業所名	区分	種別	定員 合計	定員内訳
24	社会福祉法人	徳誠福祉会	013204	グループホーム第3ほほえみの園	F	GH	5	GH 5
25	社会福祉法人	徳誠福祉会	013205	グループホームまことの園	F	GH	16	GH 16
26	社会福祉法人	聖康会	013301	さくら園	C	多機能:生活介護、就労 継続B、施設入所	60	生活介護 40 就労継続B 20 施設入所 40
27	社会福祉法人	聖康会	013302	グループホームさくら寮・グループ ホームさくら草	F	GH	26	GH 26
28	社会福祉法人	七峰会	013401	障害者支援施設拓光園	C	生活介護、施設入所	80	生活介護 80 施設入所 80
29	社会福祉法人	七峰会	013402	障害者支援施設青葉寮	C	生活介護、施設入所	50	生活介護 50 施設入所 50
30	社会福祉法人	七峰会	013406	拓光園共同生活援助事業所アバン セ	F	GH	32	GH 32
31	社会福祉法人	七峰会	013407	拓光園放課後等デイサービスセン ターぱすてる	B	放課後デイ	10	放課後デイ 10
32	社会福祉法人	七峰会	013408	就労サポートひろさき	C	多機能 就労移行、就労 継続B	40	就労移行10 就労継続B30
33	社会福祉法人	七峰会	013409	津軽生活支援センター	F	GH	81	GH 81
34	社会福祉法人	七峰会	013411	エイブル	C	多機能:生活介護、就労 継続B	38	生活介護 18 就労継続B 20
35	社会福祉法人	七峰会	013418	児童発達支援センターはあと	B	多機能(児):児童発達 C、放課後デイ、保育所 訪問	29	児童発達C 14 放課後デイ 15
36	社会福祉法人	七峰会	013419	七峰会総合福祉相談支援センタービリーブ	G	相談支援		相談支援
37	社会福祉法人	健誠会	013501	月見野園	C	生活介護、施設入所	40	生活介護 40 施設入所 40
38	社会福祉法人	健誠会	013503	つがるの里	C	生活介護、施設入所	80	生活介護 80 施設入所 80
39	社会福祉法人	健誠会	013504	月見野食房	C	就労継続A	40	就労継続A 40
40	社会福祉法人	健誠会	013508	多機能型事業所「いわきの里」	C	多機能:生活介護、就労 移行	35	生活介護 25 就労移行 10
41	社会福祉法人	青森県すこやか福祉事業団	013602	しらかば寮	C	生活介護、施設入所	80	生活介護 80 施設入所 80
42	社会福祉法人	青森県すこやか福祉事業団	013603	さつき寮	C	生活介護、施設入所	60	生活介護 60 施設入所 60
43	社会福祉法人	青森県すこやか福祉事業団	013605	八甲学園	A	(福)児入	10	
44	社会福祉法人	青森県すこやか福祉事業団	013608	グループホームスワンハイム	F	GH	19	GH 19
45	社会福祉法人	青森県すこやか福祉事業団	013609	サンハウス	F	GH	53	GH 53
46	社会福祉法人	青森県すこやか福祉事業団	013611	ライフサポートあおば	B	多機能(児):児童発達、 放課後デイ	30	児童発達・放課後デイ 30

No.	法人格	法人名	会員 No.	施設・事業所名	区分	種別	定員 合計	定員内訳
47	社会福祉法人	青森県すこやか福祉事業団	013613	相談支援事業所あおば	G	相談支援		相談支援
48	社会福祉法人	青森県すこやか福祉事業団	013616	就労サポートセンターさつき	C	多機能・就労移行、就労 継続A、就労継続B	31	就労移行 6 就労継続A 10 就労継続B 15
49	社会福祉法人	青森県すこやか福祉事業団	013617	就労サポートセンターはくちょう	C	就労継続B	20	就労継続B 20
50	社会福祉法人	青森県すこやか福祉事業団	013618	生活介護事業所はっこう	C	生活介護	20	生活介護 20
51	社会福祉法人	青森県すこやか福祉事業団	013619	就労継続支援B型事業所はっこう	C	就労継続B	20	就労継続B 20
52	社会福祉法人	やまぶき福祉会	013701	児童発達支援センターやまぶき園	B	多機能(児):児童発達C, 放課後デイ、保育所訪 問	20	児童発達C・放課後デイ 20
53	社会福祉法人	愛生会	013801	青松園	C	生活介護、施設入所	40	生活介護 40 施設入所 36
54	社会福祉法人	愛生会	013802	栄幸園	C	生活介護、施設入所	50	生活介護 50 施設入所 40
55	社会福祉法人	愛生会	013803	グループホーム・ケアホーム松島寮	F	GH	7	GH 7
56	社会福祉法人	愛生会	013804	グループホーム・ケアホーム光ヶ丘	F	GH	7	GH 7
57	社会福祉法人	義栄会	013901	青森月見寮	C	生活介護、施設入所	40	生活介護 40 施設入所 46
58	社会福祉法人	義栄会	013902	月見野作業所	C	多機能:生活介護、就労 継続B	20	生活介護 6 就労継続B 14
59	社会福祉法人	義栄会	013903	月見野第2	C	生活介護	20	生活介護 20
60	社会福祉法人	義栄会	013904	ホープ	F	GH	16	GH 16
61	社会福祉法人	義栄会	013905	夢香房すてっぷ	C	生活介護	20	生活介護 20
62	社会福祉法人	義栄会	013906	つきみのYOU・I	C	生活介護	20	生活介護 20
63	社会福祉法人	義栄会	013908	ふらわぁ	B	放課後デイ	10	放課後デイ 10
64	社会福祉法人	義栄会	013909	じょいん	C	就労継続B	20	就労継続B 20
65	社会福祉法人	義栄会	013910	相談支援事業所じょいん	G	相談支援		相談支援
66	社会福祉法人	清慈会	014001	清岳園	C	生活介護、施設入所	40	生活介護 40 施設入所 40
67	社会福祉法人	清慈会	014002	森の菜園	C	就労継続B	20	就労継続B 20
68	社会福祉法人	清慈会	014003	清岳園そら	C	生活介護	20	生活介護 20
69	社会福祉法人	清慈会	014004	地域生活支援センター清岳園	F	GH	29	GH 29

No.	法人格	法人名	会員 No.	施設・事業所名	区分	種別	定員 合計	定員内訳
70	社会福祉法人	清慈会	014006	森の菜園・たっこ	C	就労継続B	20	就労継続B 20
71	社会福祉法人	清慈会	014007	清岳園いっぼ	B	放課後デイ	10	放課後デイ 10
72	社会福祉法人	叶福祉会	014101	大東ヶ丘サントピアホーム	C	生活介護、施設入所	50	生活介護 50 施設入所 50
73	社会福祉法人	叶福祉会	014102	第2サントピアホーム	C	生活介護	20	生活介護 20
74	社会福祉法人	島光会	014201	草薙園	C	生活介護、施設入所	40	生活介護 40 施設入所 40
75	社会福祉法人	昭壽会	014301	あかしや寮	C	生活介護・施設入所	40	生活介護 40 施設入所 40
76	社会福祉法人	昭壽会	014303	一般障害者相談支援事業所 特別 障害者相談支援事業所 あかしや寮	G	相談支援		相談支援
77	社会福祉法人	昭壽会	014304	日中活動支援センターわいわい (WAIWAI)	C	就労継続B	20	就労継続B 20
78	社会福祉法人	昭壽会	014305	わくわく(WakuWaku)	C	生活介護	10	生活介護 10
79	社会福祉法人	昭壽会	014306	放課後デイサービス事業所キッズ ハウスピッピ	B	放課後デイ	10	放課後デイ 10
80	社会福祉法人	みちのく福祉会	014501	陽幸園	C	生活介護、施設入所	50	生活介護 50 施設入所 50
81	社会福祉法人	みちのく福祉会	014502	工房歩み	C	多機能:就労移行、就労 継続B	40	就労移行 6 就労継続B 34
82	社会福祉法人	みちのく福祉会	014503	すまいる	C	生活介護	20	生活介護 20
83	社会福祉法人	みちのく福祉会	014504	共同生活事業所陽まわり荘	F	GH	10	GH 10
84	社会福祉法人	みちのく福祉会	014505	しもきた療育園	C	生活介護、施設入所	40	生活介護 40 施設入所 40
85	社会福祉法人	みちのく福祉会	014506	放課後等デイサービスキッズすまいる	B	放課後デイ	20	放課後デイ 20
86	社会福祉法人	みちのく福祉会	014507	相談支援事業所ぱれっと	G	相談支援		相談支援
87	社会福祉法人	みちのく福祉会	014508	はまゆり学園	A	(福)児入	30	(福)児入
88	社会福祉法人	恩和会	014601	農工園千里平	C	就労継続B	40	就労継続B 40
89	社会福祉法人	桐紫会	014701	こぶし園	C	生活介護・施設入所	60	生活介護 60 施設入所 40
90	社会福祉法人	桐紫会	014702	こぶしの家	C	多機能:生活介護、就労 継続B	40	生活介護 30 就労継続B 10
91	社会福祉法人	桐紫会	014703	ホームこぶし	F	GH	6	GH 6
92	社会福祉法人	豊寿会	014801	妙光園	C	生活介護、施設入所	40	生活介護 40 施設入所 40

No.	法人格	法人名	会員 No.	施設・事業所名	区分	種別	定員 合計	定員内訳
93	社会福祉法人	豊寿会	014802	アネックス妙光園	C	生活介護	20	生活介護 20
94	社会福祉法人	豊寿会	014803	グッジョブ妙光園	C	多機能:生活介護、就労 継続B	40	生活介護 20 就労継続B 20
95	社会福祉法人	豊寿会	014806	ライト	F	GH	35	GH 35
96	社会福祉法人	豊寿会	014807	ライプリー妙光園	C	生活介護	20	生活介護 20
97	社会福祉法人	豊寿会	014808	シャイニー妙光園	B	放課後デイ	10	放課後デイ 10
98	社会福祉法人	豊寿会	014809	妙光園相談支援センター	G	相談支援		相談支援
99	社会福祉法人	黒石市社会福祉協議会	014901	せせらぎの園	C	就労継続B	40	就労継続B 40
100	社会福祉法人	ユートピアの会	015001	リヴェールユートピア	C	多機能:生活介護、就労 継続B	60	生活介護 16 就労継続B 44
101	社会福祉法人	ユートピアの会	015003	ジョイフルパークユートピア	C	多機能:生活介護、就労 支援、就労継続B	40	生活介護 10 就労移行 6 就労継続B 24
102	社会福祉法人	求道舎	015101	おおばこ作業所	C	就労継続B	20	就労継続B 20
103	社会福祉法人	求道舎	015102	クローバー作業所	C	多機能:生活介護、就労 継続B	26	生活介護 6 就労継続B 20
104	社会福祉法人	恵徳会	015201	障がい者支援施設けやき寮	C	生活介護、施設入所	40	生活介護 40 施設入所 40
105	社会福祉法人	恵徳会	015203	日中活動支援センターつばさ館	C	生活介護	20	生活介護 20
106	社会福祉法人	恵徳会	015204	グループホーム支援センターけやき	F	GH	14	GH 14
107	社会福祉法人		015301	ワークランド茜	C	多機能:生活介護、就労 継続B	40	生活介護 10 就労継続B 30
108	社会福祉法人	ゆきわり会	015401	ゆきわり荘	C	生活介護、施設入所	60	生活介護 60 施設入所 50
109	社会福祉法人	ゆきわり会	015403	はやて	F	GH	48	GH 48
110	社会福祉法人	ゆきわり会	015405	くりいむ	C	生活介護	40	生活介護 40
111	社会福祉法人	ゆきわり会	015407	ねぶた	C	生活介護	60	生活介護 60
112	社会福祉法人	ゆきわり会	015408	はやぶさ	F	GH	192	GH 192
113	社会福祉法人	ゆきわり会	015410	ぎんざ	G	相談支援		相談支援
114	社会福祉法人	ゆきわり会	015411	しんあおもり	C	生活介護	60	生活介護 60
115	社会福祉法人	つがる三和会	015501	三和の里	C	生活介護、施設入所	50	生活介護 50 施設入所 50

No.	法人格	法人名	会員 No.	施設・事業所名	区分	種別	定員 合計	定員内訳
116	社会福祉法人	つつじ会	015601	あぜりあ苑	C	生活介護、施設入所	80	生活介護 80 施設入所 80
117	社会福祉法人	アルバ	015701	福祉ショップ西部	C	多機能:生活介護、就労 継続B	39	生活介護 10 就労継続B 29
118	社会福祉法人	東幸会	015901	東幸園	C	生活介護、施設入所	50	生活介護 50 施設入所 50
119	社会福祉法人	東幸会	015902	相談支援センター東幸園	G	相談支援		相談支援
120	社会福祉法人	三沢市社会福祉協議会	016001	ワークランドつばさ	C	就労継続B	20	就労継続B 20
121	社会福祉法人	松緑福祉会	016101	障害者支援施設かけはし寮	C	生活介護・施設入所	40	生活介護 40 施設入所 40
122	社会福祉法人	松緑福祉会	016102	指定相談支援事業所かけはし	G	相談支援		相談支援
123	社会福祉法人	松緑福祉会	016103	共同生活介護・援助事業所かけは し	F	GH	16	GH 16
124	社会福祉法人	松緑福祉会	016104	就労継続支援B型事業所かけはし	C	就労継続B	20	就労継続B 20
125	社会福祉法人	浪岡あすなろ会	016201	りんどう苑	C	生活介護、施設入所	80	生活介護 80 施設入所 80
126	社会福祉法人	浪岡あすなろ会	016202	みらいの里	C	生活介護	30	生活介護 30
127	社会福祉法人	浪岡あすなろ会	016203	就労継続支援(B型)事業所あづ まーる	C	就労継続B	20	就労継続B 20
128	社会福祉法人	浪岡あすなろ会	016204	ハイツたるさわ	F	GH	5	GH 5
129	社会福祉法人	浪岡あすなろ会	016205	ハイツなみおか	F	GH	5	GH 5
130	社会福祉法人	浪岡あすなろ会	016206	相談支援事業所あすなろ	G	相談支援		相談支援
131	社会福祉法人	浪岡あすなろ会	016207	みらいの里ミント	B	放課後デイ	10	放課後デイ 10
132	社会福祉法人	養正会	016301	ホープフルのぎく園	C	多機能:就労継続B、放 課後デイ	34	就労継続B 24 放課後デイ 10
133	社会福祉法人	阿闍羅会	016401	ワークキャンパス大鱈	C	多機能:生活介護、就労 継続B	30	生活介護 10 就労継続B 20
134	社会福祉法人	阿闍羅会	016402	ワークショップ大鱈	C	就労継続B	40	就労継続B 40
135	社会福祉法人	平館福祉会	016501	かもめ苑	C	生活介護、施設入所	80	生活介護 80 施設入所 80
136	社会福祉法人	平館福祉会	016502	外ヶ浜花NET	F	GH	24	GH 24
137	社会福祉法人	平館福祉会	016503	エコル	C	多機能:生活介護、自立 訓練(生)、就労継続B	40	生活介護 24 自立訓練(生) 6 就労継続B 10
138	社会福祉法人	平館福祉会	016504	相談支援事業所あおねっと	G	相談支援		相談支援

No.	法人格	法人名	会員 No.	施設・事業所名	区分	種別	定員 合計	定員内訳
139	社会福祉法人	平館福祉会	016505	児童デイサービスあおねつと新青森	B	多機能(児):児童発達 C、放課後デイ	10	児童発達C・放課後デイ 10
140	社会福祉法人	平館福祉会	016506	児童デイサービスあおねつと青森南	B	多機能(児):児童発達 C、放課後デイ	10	児童発達C・放課後デイ 10
141	社会福祉法人	俊公会	016601	俊公園	C	生活介護	20	生活介護 20
142	社会福祉法人	桐の里	016701	障がい者支援施設桐の里	C	生活介護	20	生活介護 20
143	社会福祉法人	桐の里	016703	障がい者ワークセンター大成	C	就労継続B	20	就労継続B 20
144	社会福祉法人	和晃会	016801	ワークサポート八晃園	C	就労継続B	30	就労継続B 30
145	社会福祉法人	抱民舎	017001	であいの家あうん	C	生活介護	20	生活介護 20
146	社会福祉法人	抱民舎	017002	cona	C	就労継続A	14	就労継続A 14
147	社会福祉法人	親泉会	017101	こだまの園	C	多機能・生活介護、就労 継続B	60	生活介護 20 就労継続B 40
148	社会福祉法人	梵珠福祉会	017301	アップルハウス大釈迦	C	就労継続B	30	就労継続B 30
149	社会福祉法人	清養会	229301	幸養苑	C	多機能:生活介護、自立 訓練(生)、施設入所	55	生活介護 49 自立訓練(生) 6 施設入所 30
150	社会福祉法人	清養会	229302	デイサービスセンターケヤキ	B	放課後デイ	10	放課後デイ 10
151	社会福祉法人	一葉会	229401	りんごの里	C	多機能:生活介護、就労 移行、就労継続B	60	生活介護 39 就労移行 6 就労継続B 15
152	社会福祉法人	愛和会	240201	ゆきあいの里	C	就労継続B	20	就労継続B 20
153	社会福祉法人	田面木会	240301	田面木の家	C	就労継続B	20	就労継続B 20
154	社会福祉法人	ほほえみ	240401	カリフラワー	C	多機能:就労移行・就労 継続A・就労継続B	60	就労移行 10 就労継続A 10 就労継続B 40
155	社会福祉法人	ほほえみ	240402	おらんど	C	生活介護	20	生活介護 20
156	特定非営利活動法人	来夢の里	264101	来夢の里	C	多機能:生活介護、就労 継続B	55	生活介護 35 就労継続B 20
157	特定非営利活動法人	陽だまりの彩苑	264201	いろどり	C	多機能:生活介護、就労 継続B	20	生活介護 10 就労継続B 10
158	社会福祉法人	青森市社会福祉協議会	266201	青森うとうの園	C	多機能:生活介護・就労 継続B	24	生活介護 14 就労継続B 10
159	社会福祉法人	北心会	269301	クリエイティブサポート ぶちぶろう	C	就労継続B	20	就労継続B 20
160	社会福祉法人	北心会	269303	フレンドリーホーム公立もくもつく	C	就労継続B	20	就労継続B 20
161	特定非営利活動法人	MEGO	291701	MEGO	C	就労継続B	20	就労継続B 20

No.	法人格	法人名	会員 No.	施設・事業所名	区分	種別	定員 合計	定員内訳
162	特定非営利活動法人	MEGO	291702	グループホーム第2さくら	F	GH	6	GH 6
163	社会福祉法人	八戸市社会福祉事業団	292501	うみねこ学園	A	(福)児入	40	(福)児入
164	社会福祉法人	八戸市社会福祉事業団	292502	いちい寮	C	生活介護、施設入所	60	生活介護 60 施設入所 60
165	社会福祉法人	八戸市社会福祉事業団	292503	ハウス元気アップ	F	GH	12	GH 12
166	株式会社	ビリーブケアサポート	293301	ビリーブ児童デイサービス青森西	B	放課後デイ	10	放課後デイ 10
167	特定非営利活動法人	桜の会	296201	障害者サービスセンターさくら	C	就労継続B	20	就労継続B 20
168	特定非営利活動法人	桜の会	296202	障害者サービスセンターさくら第二	C	就労継続B	20	就労継続B 20
169	特定非営利活動法人	ぬくもりの会	298301	エンジェルハウス	C	就労継続B	9	就労継続B 9
170	特定非営利活動法人	ぬくもりの会	298302	グループホームエンジェル	F	GH	3	GH 3
171	特定非営利活動法人	そよかぜ	300801	共同生活援助あしすと	F	GH	7	GH 7
172	社会福祉法人	桜木会	312701	ハートランドさくら	C	多機能:自立訓練(生)、 就労移行、就労継続B、 自立訓練(宿)	40	自立訓練(生) 20 就労移行 10 就労継続B 10 自立訓練(宿) 20
173	社会福祉法人	桜木会	312702	アバンセ	C	就労継続B	20	就労継続B 20
174	特定非営利活動法人	銀河	312801	放課後ディステーションEarth	B	放課後デイ	10	放課後デイ 10
175	特定非営利活動法人	ふうあの会	317001	ここと作業所	C	就労継続B	20	就労継続B 20
176	一般社団法人	陽だまりの会	318801	指定就労継続支援A型事業所 はなまるみつけ	C	就労継続A	15	就労継続A 15
177	一般社団法人	陽だまりの会	318802	グループホーム陽だまり	F	GH	12	GH 12
178	株式会社	善	320601	生活介護事業所サクラ	C	生活介護	20	生活介護 20
179	社会福祉法人	サポートセンター虹	322702	明幸園	C	生活介護、施設入所	35	生活介護 35 施設入所 35
180	社会福祉法人	サポートセンター虹	322703	サポートセンターみらい	C	就労継続B	20	就労継続B 20
181	特定非営利活動法人	ら・ぼると	323801	こどもサポートkinone	B	多機能:児童発達、放課 後デイ	20	児童発達 10 放課後デイ 10
182	株式会社	駒のまほろば	324801	駒のまほろば	C	就労継続B	16	就労継続B 16
183	合同会社	アリス	327001	グループホーム アリス浜館	F	GH	4	GH 4

No.	法人格	法人名	会員 No.	施設・事業所名	区分	種別	定員 合計	定員内訳
184	一般社団法人	プロップ	327101	エイトワン	F	GH	10	GH 10
185	株式会社	KEMYカンパニー	329801	黒石苑	C	生活介護	20	生活介護 20
186	特定非営利活動法人	Sky	330701	こどもデイサービスセンターSky	B	多機能:放課後デイ、保育所訪問支援	10	放課後デイ 10
187	一般社団法人	明日葉	331501	クラスルームなないろ	B	多機能(児)	10	多機能(児) 10
188	特定非営利活動法人	withピース	331601	TO-BE	F	GH	9	GH 9

合計会員数 188 (2023年4月現在)

8

9



10

11

青森県知的障害者福祉協会
青森県知的障害児者生活サポート協会

〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号
県民福祉プラザ2階 青森県社会福祉協議会内
電話017-723-1391
FAX017-777-0015